

令和4年4月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会



# 令和4年4月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和4年4月26日（火） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第1号 第35期新潟市社会教育委員の委嘱について…………… 1</p> <p>議案第2号 第26期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について… 4</p> <p>議案第3号 令和5年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 7</p> <p>議案第4号 令和5年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 7</p> <p>議案第5号 令和5年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 7</p> <p>議案第6号 令和5年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 7</p> <p>議案第7号 令和5年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 7</p> <p>議案第8号 令和5年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について…………… 7</p> <p>議案第9号 令和4年5月議会臨時会の議案について……………当日配布</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染状況について……………当日配布</li> <li>・成年年齢に引き下げに伴う学則の変更について…………… 1</li> <li>・令和5年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について…………… 1 2</li> <li>・新潟市総合計画の策定状況について…………… 1 3</li> </ul> <p>第4 次回日程</p> <p>5月定例会 令和 4年 5月31日（火）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>



# 付議事件



議案第1号

第35期新潟市社会教育委員の委嘱について

第35期新潟市社会教育委員を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和4年4月26日提出

新潟市教育委員会  
教育長 井崎 規之

第35期新潟市社会教育委員の委嘱について

委嘱するもの

別紙名簿のとおり

## 第 3 5 期 新潟市社会教育委員名簿

任期 令和4年5月2日から  
令和6年5月1日まで  
(五十音順：敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
おぐらそおへい 小倉 壮平	新潟市市民活動支援センター運営協議会 会長
かくのひとみ 角野 仁美	NPO法人みらいず works
きむらいほこ 木村 いほ子	公益財団法人新潟県女性財団 専門員
くもおしゅう 雲 尾 周	新潟大学教職大学院 准教授
さとうひろき 佐藤 裕紀	新潟医療福祉大学健康科学部健康スポーツ学科 講師
しみずりゅうたろう 清水 隆太郎	株式会社博進堂 専務取締役 新潟市立女池小学校PTA 会長
しやまそのみ 司 山 園 美	新潟市中央公民館運営審議会 委員
しらかみみちこ 白 神 道 子	豊栄図書館協議会 前会長 豊栄図書館応援団 代表
たけだまさみ 竹 田 暢 美	新潟市立岡方第一小学校 校長
ひらやまともやす 平 山 智 康	新潟市立臼井中学校 校長
やまぎしのりこ 山 岸 則 子	新潟市立西内野小学校 地域教育コーディネーター



## 第34期 新潟市社会教育委員名簿 任期 令和2年5月2日から令和4年5月1日まで

氏 名	所 属
おか まさ こ 岡 昌子	新潟市立松浜中学校 地域教育コーディネーター
お がわ たかし 小川 崇	新潟中央短期大学幼児教育科 教授
かく の ひと み 角野 仁美	NPO法人みらいず works
きむら いほ こ 木村 いほ子	公益財団法人新潟県女性財団 専門員
くも お しゅう 雲尾 周	新潟大学教職大学院 准教授
ささ がわ ひろ と 笹川 博人	白根図書館友の会 会長
しゅつとう くみ こ 出頭 久美子	新潟市立荻川小学校 校長
た なか かず あき 田中 一昭	新潟市小中学校PTA連合会 顧問
た なか ひろ かず 田中 宏和	新潟市立藤見中学校 校長
やまだ くみ こ 山田 久美子	前 新潟市中央公民館運営審議会 副議長
わた なべ あや 渡邊 彩	新潟中央短期大学幼児教育科 講師



議案第2号

第26期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について

第26期新潟市文化財保護審議会委員を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和4年4月26日提出

新潟市教育委員会  
教育長 井崎 規之

第26期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について

委嘱するもの

別紙名簿のとおり

第26期 新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について

任期 令和4年6月 1日から  
令和6年5月31日まで  
令和4年6月 1日現在

氏名	所属・職名等	専門分野等
いわた たかこ 岩田 多佳子	一般社団法人安吾顕彰会理事	有形文化財 (絵画、美術工芸品)
おだ せつこ 小田 節子	元内野中学校教諭	無形民俗文化財
もりた たつよし 森田 龍義	新潟大学名誉教授	記念物 (植物)
くりた ひろし 栗田 裕司	新潟大学理学部准教授	記念物 (地質鉱物)
まつおか くみこ 松岡 久美子	近畿大学文芸学部准教授	有形文化財 (彫刻、美術工芸品)
かがや まり 加賀谷 真梨	新潟大学人文学部准教授	有形・無形民俗文化財
くろの ひろやす 黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授	有形文化財 (建造物)
やまざき まさこ 山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	記念物 (名勝)
なかむら もと 中村 元	新潟大学人文学部准教授	有形文化財 (歴史資料〔近現代史〕)
あさくら ゆうこ 浅倉 有子	上越教育大学大学院教育研究科国際 交流推進センター特任教授	有形文化財 (歴史資料〔近世史〕)
さかい ひでや 坂井 秀弥	奈良大学名誉教授 新潟市歴史博物館館長	記念物 (史跡) 有形文化財 (考古資料)

第25期 新潟市文化財保護審議会委員名簿

任期 令和2年6月1日から  
令和4年5月31日まで  
令和4年5月31日現在

氏名	所属・職名等	専門分野等	委員年数
いわた たかこ 岩田 多佳子	一般社団法人安吾顕彰会理事	有形文化財 (絵画、美術工芸品)	14年
おだ せつこ 小田 節子	元内野中学校教諭	無形民俗文化財	12年
もりた たつよし 森田 龍義	新潟大学名誉教授	記念物(植物)	10年
くりた ひろし 栗田 裕司	新潟大学理学部准教授	記念物(地質鉱物)	8年
まつおか くみこ 松岡 久美子	近畿大学文芸学部准教授	有形文化財 (彫刻、美術工芸品)	8年
かがや まり 加賀谷 真梨	新潟大学人文学部准教授	有形・無形民俗文化財	6年
くろの ひろやす 黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授	有形文化財(建造物)	6年
やまざき まさこ 山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	記念物(名勝)	6年
なかむら もと 中村 元	新潟大学人文学部准教授	有形文化財 (歴史資料〔近現代史〕)	4年
あさくら ゆうこ 浅倉 有子	上越教育大学大学院教育研究科 国際交流推進センター特任教授	有形文化財 (歴史資料〔近世史〕)	2年
さかい ひでや 坂井 秀弥	奈良大学名誉教授 新潟市歴史博物館館長	記念物(史跡) 有形文化財(考古資料)	2年



## 【議案第3～8号 資料】 令和5年度使用新潟市立学校用教科用図書の採択について

議案番号	資料掲載頁	校種	教科等	基本方針等	
議案第3号	付議8	小学校	全教科	令和4年度と同一のものを採択する	令和元年度に、令和2年度の新学習指導要領全面実施に合わせ、新学習指導要領に準拠した教科用図書を採択した。
議案第4号	付議9	中学校	全教科	令和4年度と同一のものを採択する	令和2年度に、令和3年度の新学習指導要領全面実施に合わせ、新学習指導要領に準拠した教科用図書を採択した。 その後、令和2年度、文部科学大臣の検定を経て、新たに発行された社会（歴史分野）の教科用図書があるため、令和3年度に該当する教科領域の教科用図書を採択した。
議案第5号	付議10	高志中等教育学校 前期課程	全教科		
議案第6号	付議11	特別支援学校 (含む特別支援学級)	一般図書	採択する (毎年採択)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律等に基づき厳正に行う。</li> <li>・教職員の研究成果とその意見を参考にする。</li> <li>・教科用図書審議委員会の答申に基づき決定する。</li> </ul>
議案第7号	付議12	高等学校	全教科		
議案第8号	付議13	高志中等教育学校 後期課程	全教科	採択する (毎年採択)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校がそれぞれの教育課程に則し、教職員の意見や希望を反映する。</li> <li>・校長に、その学校に適する教科用図書を選定させ、その結果を尊重して採択する。</li> </ul>

→ 7月教育委員会定例会で選定・採択

→ 8月教育委員会定例会で選定・採択

(参考：関係法令・抜粋)

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、4年とする。





議案第3号

令和5年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和5年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおり  
としたいため議決を求める。

令和4年4月26日提出

新潟市教育委員会  
教育長 井崎 規之

令和5年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 小学校用教科用図書は、令和4年度と同一の教科用図書を採択する。

議案第4号

令和5年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和5年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおり  
としたいため議決を求める。

令和4年4月26日提出

新潟市教育委員会  
教育長 井崎 規之

令和5年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 中学校用教科用図書は、令和4年度と同一の教科用図書を採択する。

議案第 5 号

令和 5 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する  
基本方針について

令和 5 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本  
方針を，次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 4 年 4 月 2 6 日提出

新潟市教育委員会  
教育長 井崎 規之

令和5年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する  
基本方針について

- 1 高志中等教育学校前期課程用教科用図書は，令和 4 年度と同一の教科用図書を採択する。

令和 5 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する  
基本方針について

令和 5 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針を，次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 4 年 4 月 2 6 日提出

新潟市教育委員会  
教育長 井崎 規之

令和5年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する  
基本方針について

- 1 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行う。
- 2 図書の採択に関しては，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律，関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 図書の採択には，学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 図書の採択は，教科用図書審議委員会の答申に基づき，新潟市教育委員会が決定する。

議案第7号

令和5年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和5年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりと  
したため議決を求める。

令和4年4月26日提出

新潟市教育委員会  
教育長 井崎 規之

令和5年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によ  
って、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、  
教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採  
択する。
  - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
  - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計  
画的に行うこと。
  - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を  
明確にすること。
  - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

## 議案第8号

### 令和5年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する 基本方針について

令和5年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和4年4月26日提出

新潟市教育委員会  
教育長 井崎 規之

### 令和5年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する 基本方針について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
  - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
  - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
  - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
  - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

# 報 告

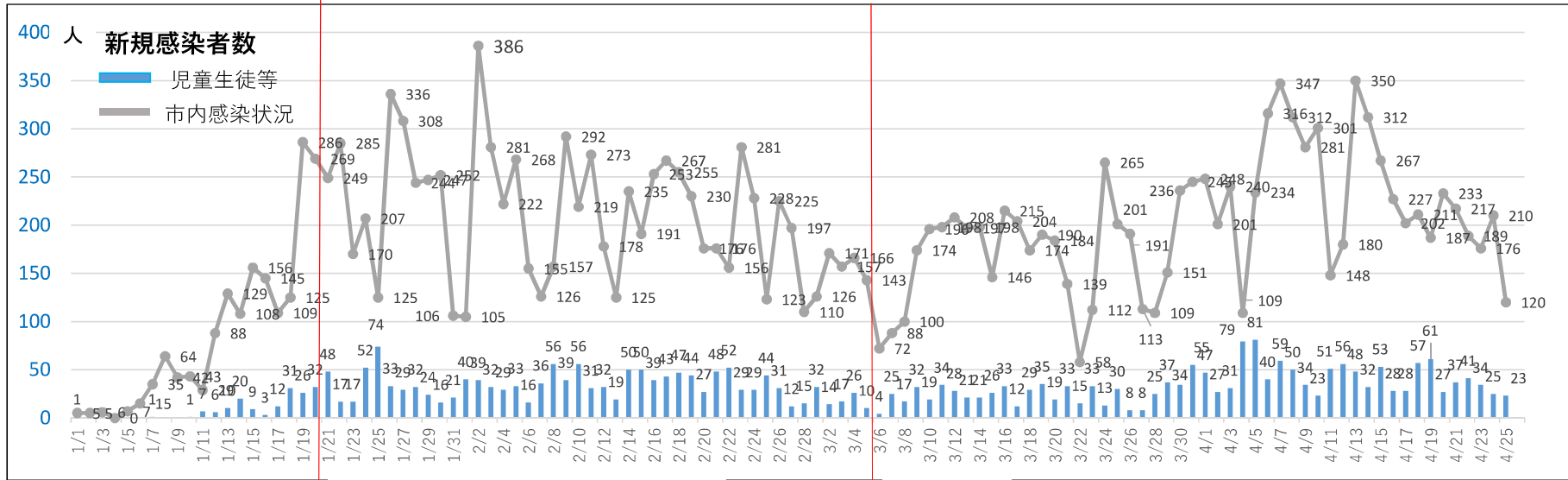




# 市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況（令和4年1月以降）

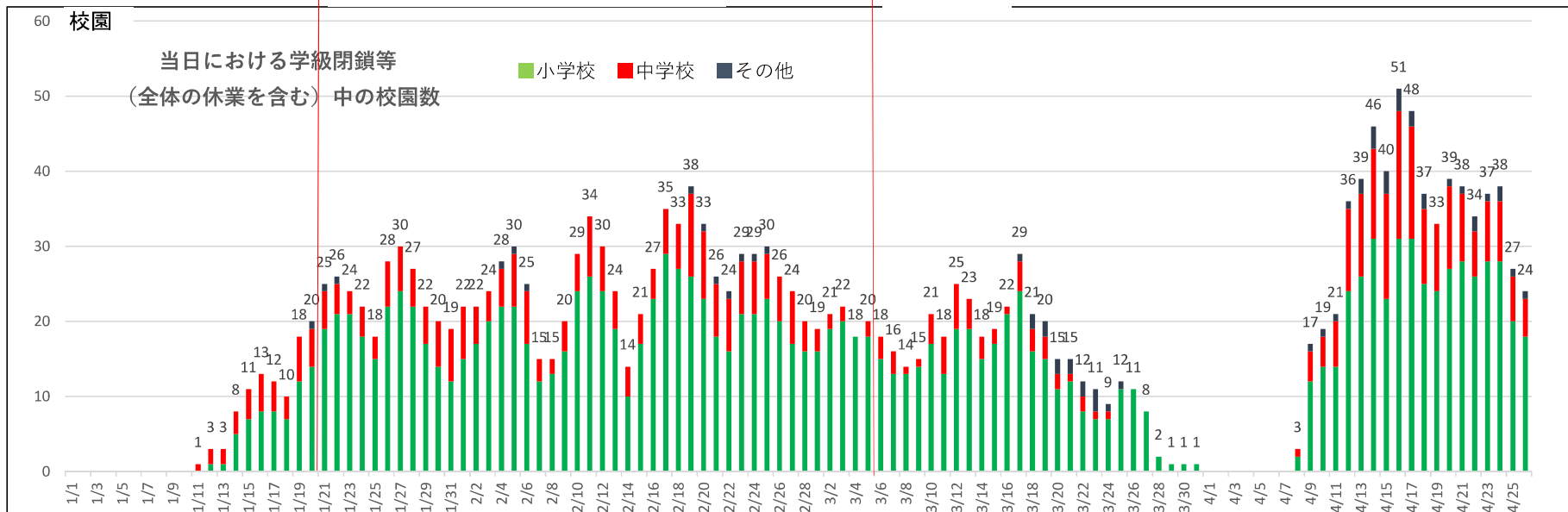
追加資料 1

令和4年4月26日



→ まん延防止等重点措置／部活休止

→措置解除



新型コロナウイルス感染者が確認された場合における  
学級閉鎖等への運用の見直し

追加資料 2

2022/4/26 保健給食課

	現	変更後（令和4年4月27日から）
実施 の条件	感染可能期間中に登校園していた場合	感染可能期間中に登校園していた場合で、 <u>同じ学級で、次のいずれかが確認されたとき</u> ア 濃厚接触者が複数 イ 発熱等の症状がある者（未診断）が複数 ウ 感染者が複数
範囲	感染可能期間における校園内で活動状況に応じ、 ①学級 → ②学年 → ③学校全体 の閉鎖	同左
期間	3日間を基本	同左

市立学校園ガイドライン（感染症対策）

学校内で感染者が確認された場合

感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学校全体または学年単位、学級単位を臨時休業とする。

なお、学校内での感染拡大の可能性が低い場合には、臨時休業等はしないこともある。

成年年齢に引き下げに伴う学則の変更について(説明資料)

1 改正法の趣旨等(文部科学省令和元年12月17日付事務連絡より)

- (1) 改正法の趣旨：若年者の自己決定権を尊重するため。
- (2) 成年年齢に達した生徒に対する支援の必要性

若年者については、成年年齢に達したとしてもいまだ成長の過程にあり、その社会的自立に対して支援をする必要がなくなるということを意味するものではない。

2 学則の改正内容

生徒が成年者の場合は、退学に係る手続を行う主体を生徒本人とするよう改正する。

変更後	変更前
<p>(退学)</p> <p>生徒が、退学をしようとするときは、保護者(生徒が成年者の場合は本人)は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p>	<p>(退学)</p> <p>生徒が、退学をしようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p>

※転学、休学、留学に係る規定も同様。

3 県教育庁の対応

生徒が成年者の場合は、退学等に係る手続を行う主体を生徒本人とする(市と同様)ことに加え、保護者の関わりを努力義務として学則上に規定している。

<p>(保護者)</p> <p>第〇条 2 <u>生徒が成年年齢に達するまで保護者であった者(父母等という。)</u>は、<u>生徒が成年年齢に達したときは、引き続き学校と連携し、生徒の健全育成に努めるものとする。</u></p>
---

4 成年年齢に達した生徒に対する支援

生徒の退学等に係る手続を行う際には、生徒が成年年齢に達したとしても、事前に学校、生徒及び父母等との間で話し合いの場を設けるなど、父母等との連携を図ることとし、年度の初めに保護者宛文書を発出し、学校の対応を周知することとしている。

5 民法改正と育てたい生徒像

民法改正に伴い、高校生が、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や社会の形成に主体的に参画するための資質・能力を身に付けることが一層重要とされている。(注)教育委員会では、これまでも、市教育ビジョン(第4期)に基づく教育を充実させ、これからの社会で自信を持って自己実現していける生徒の育成を目指してきた。次年度から実施される新学習指導要領の趣旨の実現とあわせ、引き続き、上記の資質・能力の育成を図ることとしている。

(注)令和4年3月30日付事務連絡「高等学校等の新学習指導要領のスタートを契機とするこれからの高等学校教育に関する文部科学大臣メッセージ」より。

## 新潟市立万代高等学校学則等の一部改正について

### 1 改正理由

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）が令和 4 年 4 月 1 日に施行され、成年年齢が 18 歳に引下げられることに伴い、新潟市立高等学校・中等教育学校の学則に所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

生徒が成年年齢に達している場合の入学、退学、転学、留学及び休学等の手続きについて、手続きの主体を生徒本人とするか、または、手続き上の保護者の関わりを不要とするよう、学則の規定を改める。

### 3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

新潟市立万代高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立万代高等学校学則等の一部を改正する規則

(新潟市立万代高等学校学則の一部改正)

第1条 新潟市立万代高等学校学則(昭和34年新潟市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第16条中「保護者」の次に「(本校に入学しようとする者が成年者の場合は本人)」を加える。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入学を許可された者が成年者の場合には、保護者の署名を要しない。

第22条第1項、第22条の2第1項、第23条第1項、第24条及び第25条中「保護者」の次に「(生徒が成年者の場合は本人)」を加える。

(新潟市立明鏡高等学校学則の一部改正)

第2条 新潟市立明鏡高等学校学則(平成9年新潟市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入学、転入学又は編入学を許可された者が成年者の場合には、保護者の署名を要しない。

(新潟市立高志中等教育学校学則の一部改正)

第3条 新潟市立高志中等教育学校学則(平成20年新潟市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「(親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。)」を削り、

同項に次のただし書を加える。

ただし、入学を許可された者が成年者の場合には、保護者の署名を要しない。

第21条の見出しを「（保護者）」に改め、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

保護者は、生徒の親権者、親権者がいないときは後見人で、本校に対して、生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条及び第26条第1項中「保護者」の次に「（生徒が成年者の場合は本人）」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟市立万代高等学校学則(昭和34年教育委員会規則第5号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
<p>○新潟市立万代高等学校学則 昭和34年4月11日教育委員会規則第5号 (入学資格)</p> <p>第16条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者であつて、保護者(本校に入学しようとする者が<u>成年者</u>の場合は本人)が本校の通学区域内に居住する者とする。</p> <p>(1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号の一に該当する者 (誓約書)</p> <p>第20条 入学を許可された者は、入学後7日以内に、保護者が署名した所定の誓約書及び住民票抄本を、校長に提出しなければならない。ただし、<u>入学を許可された者が成年者の場合には、保護者の署名を要しない。</u></p> <p>2 保護者に変更のあつたときは、改めて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>(転学)</p> <p>第22条 生徒が転学しようとするときは、保護者(生徒が<u>成年者</u>の場合は本人)は所定の転学願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、他の高等学校から転学を志望する生徒があるときは、教育上支障がなく、かつ、本校生徒として適当と認めた場合は、これ</p>	<p>○新潟市立万代高等学校学則 昭和34年4月11日教育委員会規則第5号 (入学資格)</p> <p>第16条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者であつて、保護者が本校の通学区域内に居住する者とする。</p> <p>(1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号の一に該当する者 (誓約書)</p> <p>第20条 入学を許可された者は、入学後7日以内に、保護者が署名した所定の誓約書及び住民票抄本を、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者に変更のあつたときは、改めて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>(転学)</p> <p>第22条 生徒が転学しようとするときは、保護者は所定の転学願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、他の高等学校から転学を志望する生徒があるときは、教育上支障がなく、かつ、本校生徒として適当と認めた場合は、これ</p>	

<p>を許可する。</p> <p>(留学)</p> <p>第22条の2 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者（<u>生徒が成年者の場合は本人</u>）は、所定の留学願を校長に提出してその許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の願い出のあつたときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。</p> <p>3 校長は、第14条第1項の規定にかかわらず、前項により留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p> <p>4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第5条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。</p> <p>(休学)</p> <p>第23条 生徒が、病気その他止むを得ない事由によつて休学しようとするときは、保護者（<u>生徒が成年者の場合は本人</u>）は所定の休学願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の願い出のあつたときは、校長が適当と認めた場合、1か月以上1年以内の期間で、休学を許可するものとする。</p> <p>3 休学が1年をこえた場合は、自然退学とする。但し、校長が必要と認めた場合は、引続き休学を許可することができる。</p> <p>(復学)</p> <p>第24条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者（<u>生徒が</u></p>	<p>を許可する。</p> <p>(留学)</p> <p>第22条の2 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者は、所定の留学願を校長に提出してその許可を得なければならない。</p> <p>い。</p> <p>2 前項の願い出のあつたときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。</p> <p>3 校長は、第14条第1項の規定にかかわらず、前項により留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p> <p>4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第5条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。</p> <p>(休学)</p> <p>第23条 生徒が、病気その他止むを得ない事由によつて休学しようとするときは、保護者は所定の休学願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の願い出のあつたときは、校長が適当と認めた場合、1か月以上1年以内の期間で、休学を許可するものとする。</p> <p>3 休学が1年をこえた場合は、自然退学とする。但し、校長が必要と認めた場合は、引続き休学を許可することができる。</p> <p>(復学)</p> <p>第24条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者は、所定</p>
---	--



<p><u>成年者の場合は本人</u>は、所定の復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(退学及び再入学)</p> <p>第25条 生徒が、退学をしようとするときは、保護者<u>(生徒が成年者の場合は本人)</u>は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 退学した生徒の再入学は、退学後1年以内に保護者<u>(生徒が成年者の場合は本人)</u>から願い出があり、その理由を校長が適当と認めるときは、原学年以下に入学を許可する。</p>	<p>の復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(退学及び再入学)</p> <p>第25条 生徒が、退学をしようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 退学した生徒の再入学は、退学後1年以内に保護者から願い出があり、その理由を校長が適当と認めるときは、原学年以下に入学を許可する。</p>
---	---

新潟市立明鏡高等学校学則(平成9年教育委員会規則第13号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
<p>○新潟市立明鏡高等学校学則 平成9年10月24日教育委員会規則第13号 (誓約書) 第28条 入学、転入学又は編入学を許可された者は、入学後7日以内に保護者が署名した所定の誓約書及び住民票抄本を校長に提出しなければならぬ。ただし、入学、転入学又は編入学を許可された者が<u>成年者の場合には、保護者の署名を要しない。</u> 2 保護者に変更があったときは、改めて誓約書を提出しなければならぬ。</p>	<p>○新潟市立明鏡高等学校学則 平成9年10月24日教育委員会規則第13号 (誓約書) 第28条 入学、転入学又は編入学を許可された者は、入学後7日以内に保護者が署名した所定の誓約書及び住民票抄本を校長に提出しなければならぬ。 2 保護者に変更があったときは、改めて誓約書を提出しなければならぬ。</p>	

新潟市立高志中等教育学校学則(平成20年教育委員会規則第7号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>○新潟市立高志中等教育学校学則 平成20年3月26日教育委員会規則第7号 (誓約書)</p> <p>第20条 入学を許可された者は、入学後7日以内に、保護者が署名した所定の誓約書及び住民票の写しを校長に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者に変更のあったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>_____(保護者)_____ 第21条 保護者は、生徒の親権者、親権者がいないときは後見人で、本校に対して、生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならぬ。</p> <p>2 生徒又は保護者が住所、氏名等を変更したときは、速やかに届け出なければならない。</p> <p>(転学及び転入学)</p> <p>第22条 生徒が転学をしようとするときは、保護者(生徒が成年者の場合は本人)は、所定の転学願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、他の中学校又は高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)から転入学を志望する生徒がある場合において、教育上支障がなく、かつ、本校の生徒として適当と認めるときは、これを許可</p>	<p>○新潟市立高志中等教育学校学則 平成20年3月26日教育委員会規則第7号 (誓約書)</p> <p>第20条 入学を許可された者は、入学後7日以内に、保護者(親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。)が署名した所定の誓約書及び住民票の写しを校長に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者に変更のあったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>_____(住所等の変更の届出)_____ 第21条 生徒又は保護者が住所、氏名等を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。</p> <p>(転学及び転入学)</p> <p>第22条 生徒が転学をしようとするときは、保護者は、所定の転学願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、他の中学校又は高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)から転入学を志望する生徒がある場合において、教育上支障がなく、かつ、本校の生徒として適当と認めるときは、これを許可</p>	

<p>することができる。</p> <p>(留学)</p> <p>第23条 後期課程の生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者<u>(生徒が成年者の場合は本人)</u>は、所定の留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の願い出があった場合において、校長は、教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。</p> <p>3 校長は、前項の規定により留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p> <p>4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第5条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。</p> <p>(休学)</p> <p>第24条 後期課程の生徒が病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、保護者<u>(生徒が成年者の場合は本人)</u>は、所定の休学願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の願い出があった場合において、適当と認めるときは、1月以上1年以内の期間で休学を許可するものとする。</p> <p>3 校長は、必要と認める場合は、前項の期間を超えて休学を許可することができる。</p> <p>(復学)</p> <p>第25条 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者<u>(生徒が成年者の場合は本人)</u>は、所定の復学願を校長に提出して、その許可</p>	<p>することができる。</p> <p>(留学)</p> <p>第23条 後期課程の生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者は、所定の留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の願い出があった場合において、校長は、教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。</p> <p>3 校長は、前項の規定により留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p> <p>4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第5条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。</p> <p>(休学)</p> <p>第24条 後期課程の生徒が病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、保護者は、所定の休学願を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の願い出があった場合において、適当と認めるときは、1月以上1年以内の期間で休学を許可するものとする。</p> <p>3 校長は、必要と認める場合は、前項の期間を超えて休学を許可することができる。</p> <p>(復学)</p> <p>第25条 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は、所定の復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p>
---	--

<p>を受けなければならない。</p> <p>(退学及び再入学)</p> <p>第26条 生徒が退学しようとするときは、保護者（<u>生徒が成年人の場合</u>は本人）は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。</p> <p>2 校長は、退学した生徒の再入学を許可する場合において、再入学の理由が適当と認めるときは、退学の際に籍していた学年以下の学年に入学を許可するものとする。</p>	<p>(退学及び再入学)</p> <p>第26条 生徒が退学しようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。</p> <p>2 校長は、退学した生徒の再入学を許可する場合において、再入学の理由が適当と認めるときは、退学の際に籍していた学年以下の学年に入学を許可するものとする。</p>
--	---

## 令和5年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について

### 1 基本方針

- (1) 政令市新潟にふさわしい「授業力」「組織マネジメント力」「人間力」を備えた教員を採用するため、採用選考検査の在り方を見直すとともに、厳正な採用選考検査を実施する。
- (2) 新潟県との緊密な連携による採用選考検査の運営と実施に努める。

### 2 日程・会場

- (1) 願書交付・受付期間 4月22日(金)～5月24日(火)
- (2) 第1次検査 7月3日(日) 新潟市立高志中等教育学校
- (3) 第2次検査 8月20日(土)・21日(日) 新潟市立上山中学校
- (4) 検査結果通知 第1次検査の結果 7月末  
第2次検査の結果 9月末

### 3 採用予定者数 ( ) は令和4年度の公告数 ※実際の合格者数

- ・小学校教諭 95人程度 (85人程度)
- ・中学校教諭・高等学校教諭共通 60人程度 (45人程度)  
国語, 社会(地理歴史・公民), 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術※中のみ,  
家庭, 英語
- ・特別支援学校教諭 10人程度 (6人程度)
- ・養護教諭 6人程度 (12人程度)

### 4 選考区分

一般選考／特別選考Ⅰ(障がい者特別選考)／特別選考Ⅱ(社会人特別選考)  
特別選考Ⅲ(教職経験者特別選考)／特別選考Ⅳ(前年度2次受検者特別選考)  
特別選考Ⅴ(前年度1次合格者特別選考)／特別選考Ⅵ(教職大学院特別選考)  
特別選考Ⅶ(中・高共通「英語」特別選考)／特別選考Ⅷ(高等学校教諭特別選考)

### 5 優秀な人材確保のために

- (1) 特別選考Ⅲ(教職経験者特別選考), 特別選考Ⅷ(高等学校教諭特別選考)により, 即戦力となる教員を確保する。
- (2) 教員免許状や実用英語検定等の資格による第1次検査における加点を行う。令和5年度選考検査では, 新たに高等学校教諭「情報」免許状の取得又は取得見込みの者に対して, 加点を行う。
- (3) 教育委員会のHPに教員採用にかかわる特集ページの掲載, PR動画, SNSの活用, リーフレットの配布により, 教員という仕事の魅力ややりがいを広く発信する。
- (4) 大学や高校等で採用ガイダンスを実施し, 受検者の増加を図る。

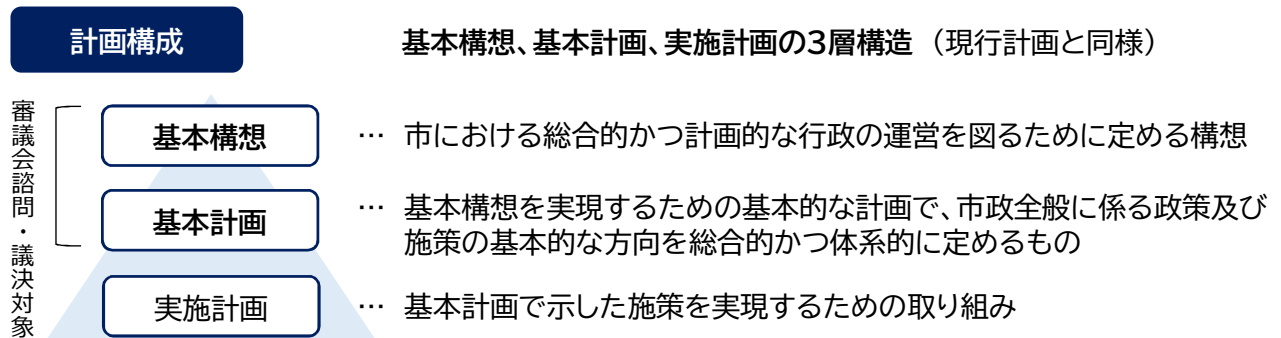
### 6 新型コロナウイルス感染症対応

昨年度と同様万全の対策を講じて検査を実施する。具体的には, 受検者に事前の2週間の体温を計測させ, 当日その記録を回収して確認すること, 当日受付で検温すること, 検査前後の机椅子等のアルコール消毒, 検査室の受検者の人数制限(昨年度は1教室最大25名), 体調不良の受検者に対応するための部屋の設置などを実施する。

# 総合計画特別委員会

## 本委員会説明資料

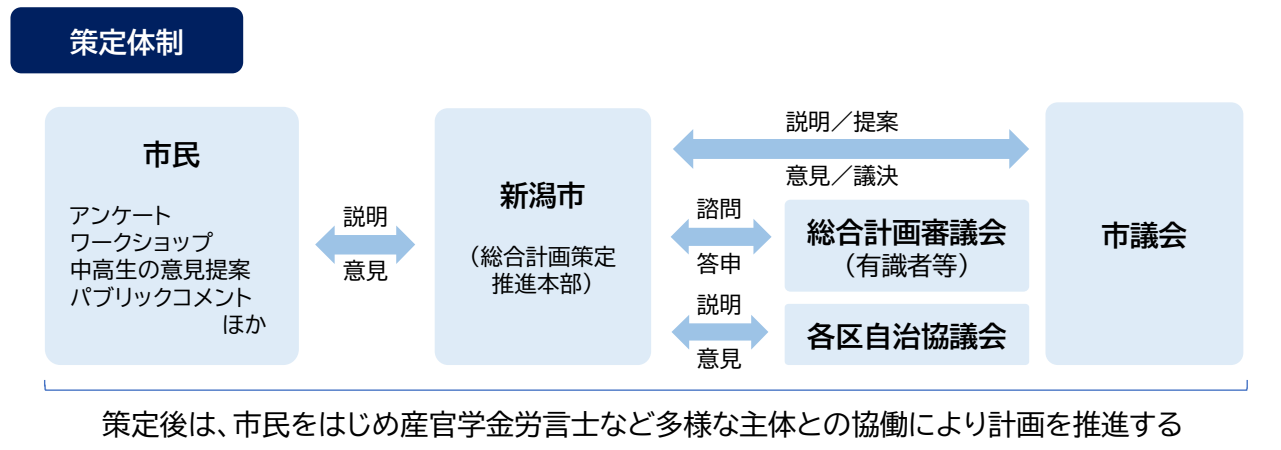
## 1 次期総合計画の構成



**計画期間**

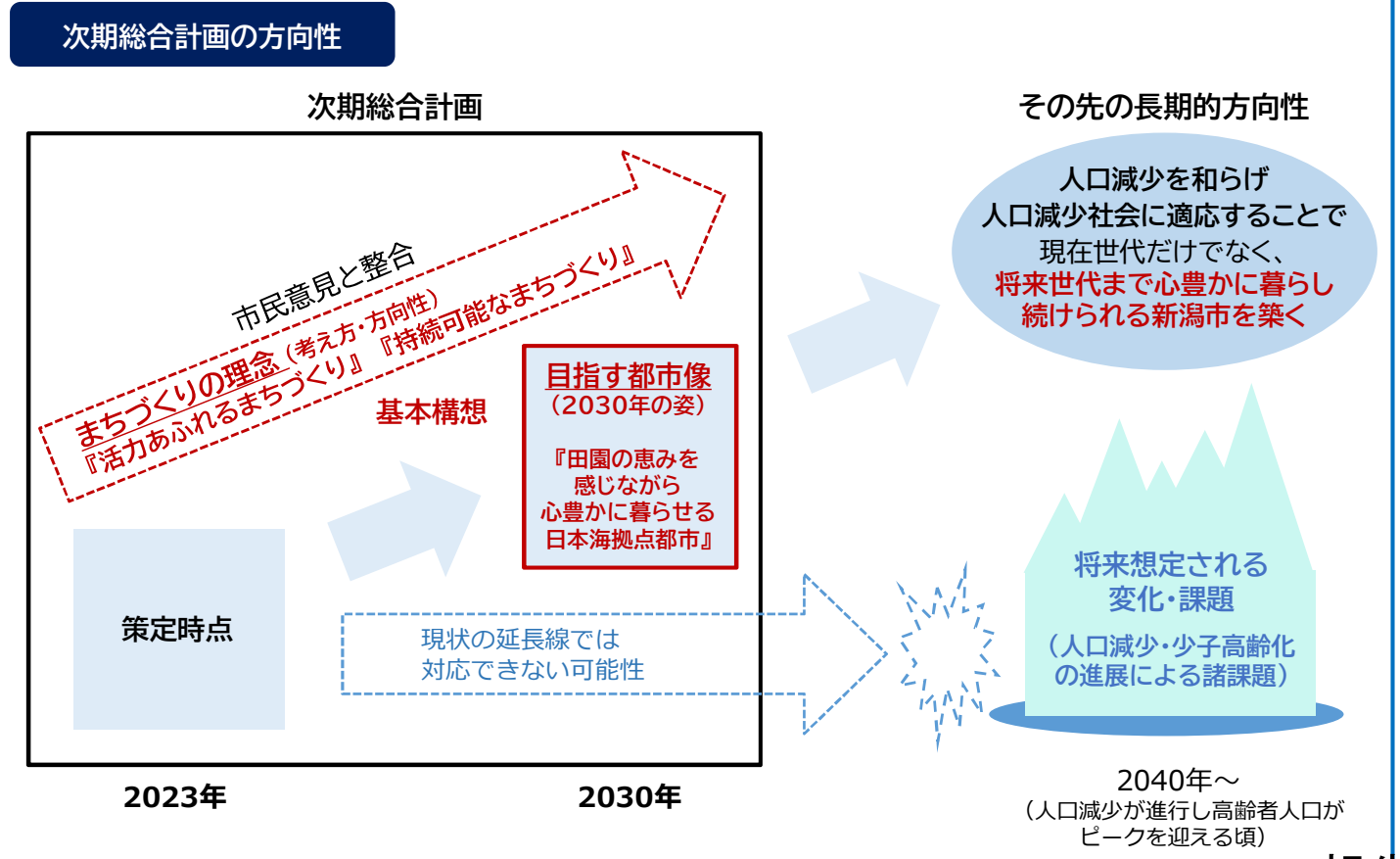
令和5年度(2023年度)～令和12年度(2030年度)の8年間  
 社会環境の変化や新たな課題に対応するため、計画期間の中間で見直しを行うことを想定  
 ⇒ 中間見直しを行う場合は、令和8年度(2026年度)に見直し作業を行う想定

- 策定におけるポイント**
- 人口減少・少子高齢化への対応をより強力に推進するため、「第2期新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体化
  - 持続可能なまちづくりを念頭に置き、SDGsを中心に据えた計画策定  
 ⇒ 次期総合計画は、人口減少対策とSDGsを一体的に推進する計画として策定
  - 基本計画内に**成果指標を設定**し、都市像の実現に向けた政策・施策の進捗管理を行う  
 ⇒ 成果指標の設定と進捗管理を通じて、多様な主体との一層の連携・協働や、政策立案プロセスの強化を図る  
 ⇒ SDGsとの関連を意識して成果指標を設定することで、SDGsの進捗状況を測る指標としても機能
  - 計画期間(2023～2030年度)よりもさらに一歩先の**将来(2040年頃)に想定される変化・課題も見据えて**検討  
 ⇒ 人口減少・少子高齢化の進展がもたらす諸課題を見据えて、今から取り組むべき政策・施策の方向性を検討



## 2 基本的考え方

- 次期総合計画の基本的考え方**
- 課題意識**
- 急速に進行する**人口減少・少子高齢化**への対応が最重要課題  
**人口減少を和らげること**と併せて、**人口減少社会に適応すること**の双方の取り組みが一層重要になる
  - **脱炭素社会の実現やSDGsの達成**など世界的な課題への対応や、**新型コロナウイルス感染症による社会の変化**への対応が急務となる一方で、**若い世代を中心とした地方移住への関心の高まり**など、「東京一極集中」の傾向に変化の兆しが見られる
- 考え方**
- このような状況において、新潟市が大切にすべきことは、**市民が将来に明るい夢や希望を持つことができ、心豊かに暮らし続けられること**
  - そのためには、新型コロナウイルス感染症の流行により浮かび上がってきた、**都市部と田園地域の調和がもたらす暮らしやすさ**など、本市の強みを活かし、日本海拠点都市として国内外から選ばれるべく、官民の総力を結集し本市の存在感を高めていくことが重要
- ⇒ 健全な行財政運営のもと、**明るい未来に向かって進化する活力あふれる新潟市、市民が心豊かに暮らせる持続可能な新潟市**を築いていく





■ まちづくりの理念

みんなで新潟市の強みを活かし、人口減少時代に躍進する

〔まちづくりの考え方・方向性〕

『**活力あふれるまちづくり**』、『**持続可能なまちづくり**』を進めます

● 新潟市の現状、時代の潮流

- 新潟市は、人流・物流拠点としての機能を有する日本海側有数の都市部と、多彩な水辺・里山といった自然豊かな田園地域が共存し、互いの良さを活かし合っている。
- こうした「都市と田園の調和」というまちの特性は、暮らしやすさをはじめ、様々な場面において新潟市の大きな強みとなっている。
- 一方、当分の間続くとされる全国的な人口減少や、近年各地で頻発・激甚化する自然災害、変化する国際情勢など、わたしたちの暮らしを取り巻く社会環境はかたちを変え続けている。
- また、新型コロナウイルス感染症は、急速なデジタル化の進展など、人々の意識や行動、暮らし方に大きな変化をもたらしており、若い世代を中心とした地方移住への関心の高まりなど、「東京一極集中」の傾向にも変化の兆しが見られている。

● これからのまちづくり

- こうした時代潮流の変化を背景に、これからのまちづくりにおいては、これまで以上に「心の豊かさ」に価値が置かれる成熟した社会へ発展させることが重要となる。
- 心豊かな暮らしには、明るい未来が展望できる、将来への安心感が不可欠であり、だからこそ、活力あふれる新潟市を築き、それを将来にわたって持続させていかなければならない。
- そのためには、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を踏まえ、新潟市においても、「環境」、「社会」、「経済」の三側面の調和を図りつつ、それぞれの側面の豊かさを高めることで、暮らしやすいまち、訪れたいまち、ビジネスを展開したいまちとして、様々な分野・場面で国内外から選ばれる『活力あふれるまちづくり』、そして、豊かな調和を未来へつなぐ『持続可能なまちづくり』を進めていくことが重要である。
- 人口減少時代にあっても、『活力あふれるまちづくり』と『持続可能なまちづくり』を重ね合わせて推進するためには、市民、民間事業者、NPOなどとのパートナーシップにより、新潟市の強みを最大限に活かしながら、総力を挙げて取り組む必要がある。
- このようなまちづくりの理念のもと、将来にわたって、新潟市ならではの「心豊かな暮らし」ができるまちの実現を目指し、将来世代へ引き継いでいく。

SDGs(持続可能な開発目標)

- 「誰一人取り残さない」を理念に掲げ、持続可能な開発でよりよい世界を目指す国際目標
- 持続可能な開発は…  
「将来の世代のニーズに応える能力を損なわず、現世代のニーズを充足する開発」と定義
- 持続可能な開発目標を達成するためには  
「環境」、「社会」、「経済」の三側面を調和させることが不可欠

新潟市まちづくりにおいても、この三側面を意識

■ 目指す都市像

〔理念に基づき新潟市が実現を目指す8年後(2030年)の姿〕

田園の恵みを感じながら 心豊かに暮らせる 日本海拠点都市



【豊かさが高まっているまちのイメージ】

◎ 豊かな環境 ～ 守り、育み、未来へつなぐ ～

- ◆ ゼロカーボンシティ、循環型社会に向けたまちづくりが進み、自然環境と調和し共存できる
- ◆ 田園・里山や、日本海・大河・潟といった多彩で豊かな自然を身近に感じられ、四季を満喫できる
- ◆ きれいな水や空気に包まれ、まちなかにも花や緑があふれた潤いのある暮らしができる

◎ 豊かな社会 ～ 共につながり、安心を広げる ～

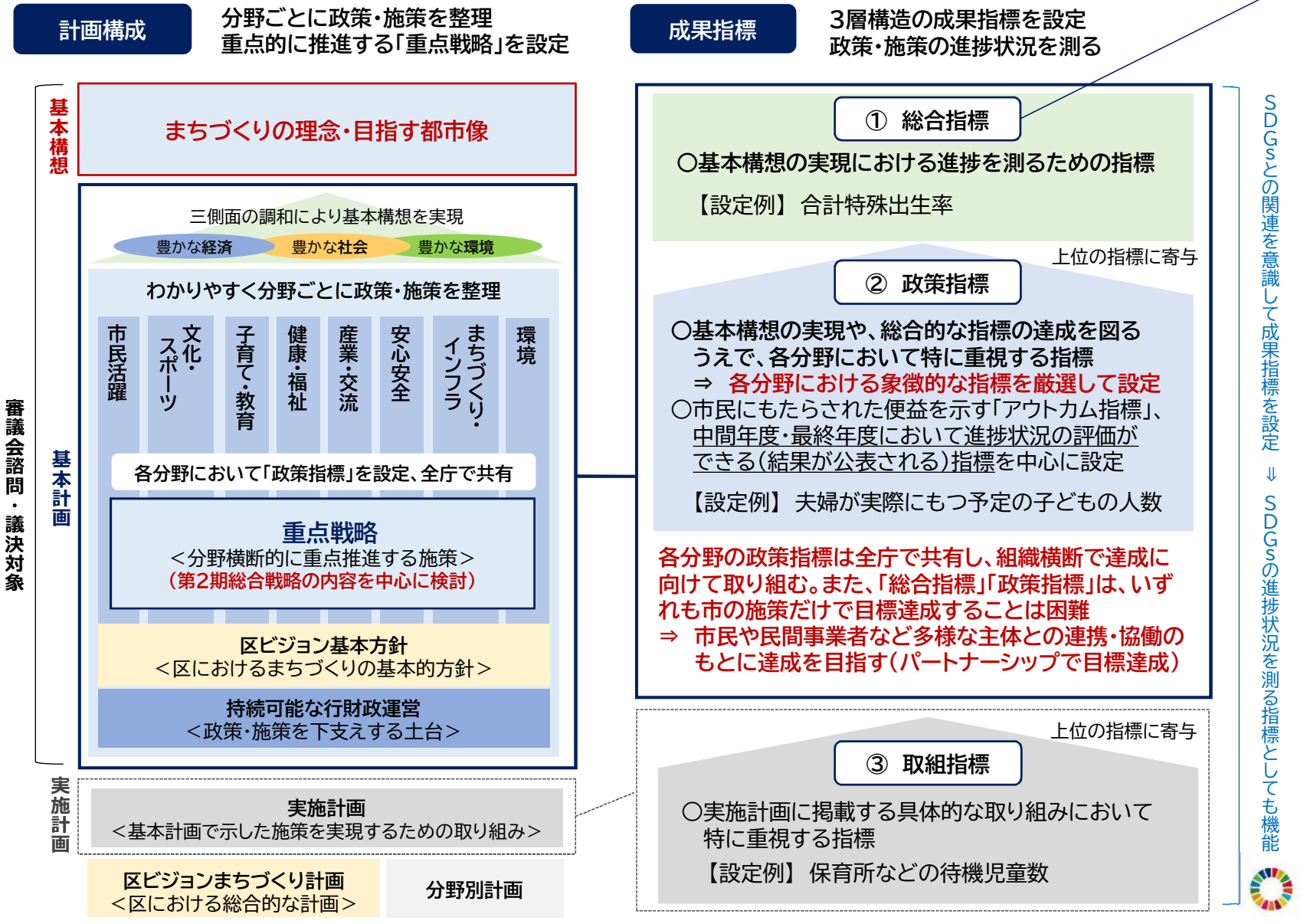
- ◆ ワーク・ライフ・バランスが保たれ、子育てと仕事を両立できる
- ◆ 家庭や地域、すべての人々に見守られながら、子どもたちが笑顔いっぱい成長できる
- ◆ 人権や多様性を尊重し、互いに支え合いながら、安心して暮らせる
- ◆ 文化芸術・スポーツが盛んで、心身ともに充実した生活を送れる
- ◆ 広大な田園環境と日本海に育まれた、四季折々の豊かな食や歴史を楽しめる
- ◆ 各地域の拠点や日常生活の拠点がつながり、移動や交流がしやすく、便利で質の高い暮らしができる
- ◆ 都市全体・地域全体で防災・減災力を高め、激甚化する自然災害に対応できる

◎ 豊かな経済 ～ 新潟市の強みを理解し、活かし、挑戦する ～

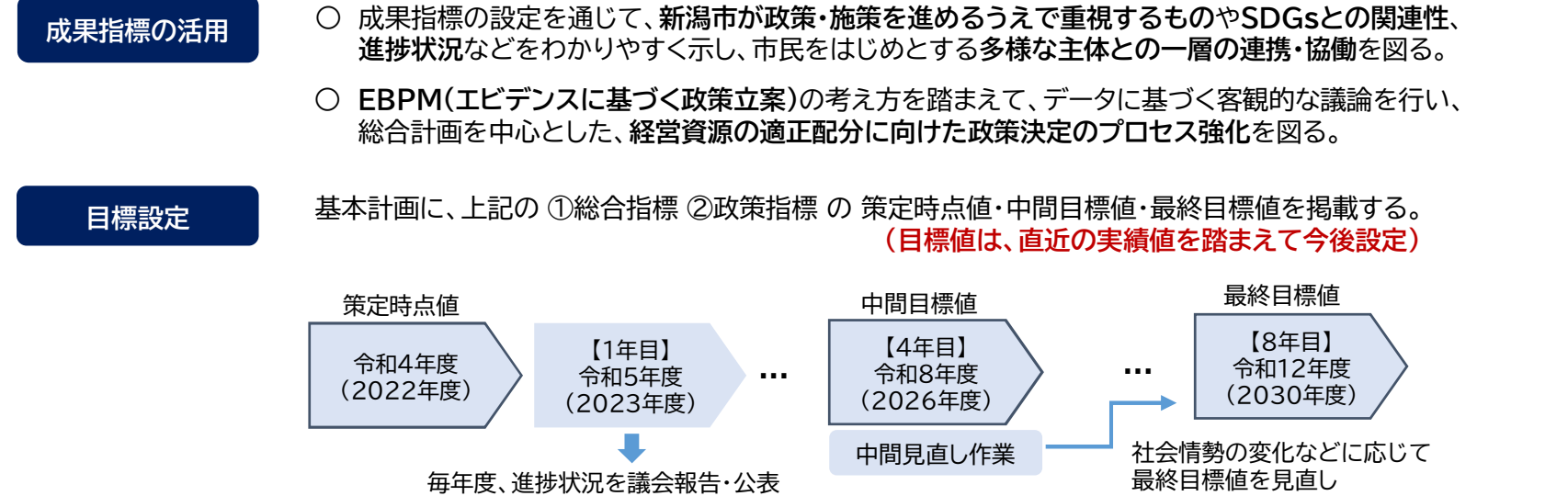
- ◆ 全国・世界とつながる日本海拠点都市として人・モノ・情報が行き交い、地域経済に活力があふれる
- ◆ 地域の外から多様な人材や投資を呼び込み、地域内で経済が循環する
- ◆ 食や農など新潟市の強みを活かした革新的ビジネスが生まれ、若者にとって魅力的な就業の機会が創出される

環境、社会、経済の三側面の豊かさを調和し高めることで、「活力あふれるまちづくり」、「持続可能なまちづくり」を推進し、都市像の実現につなげる。

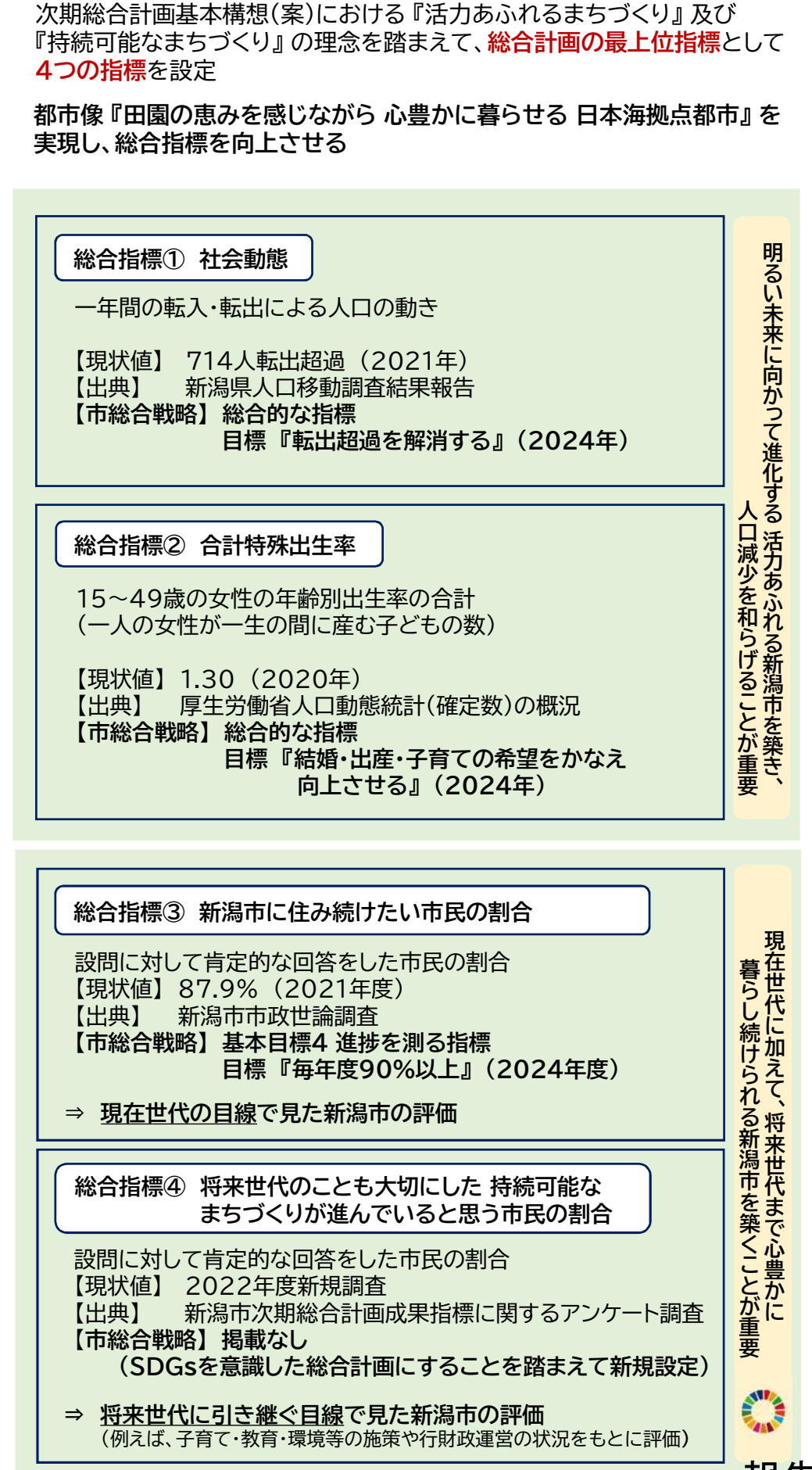
### 1 次期総合計画の全体構成と成果指標(案)



### 3 成果指標の考え方



### 2 総合指標(案)

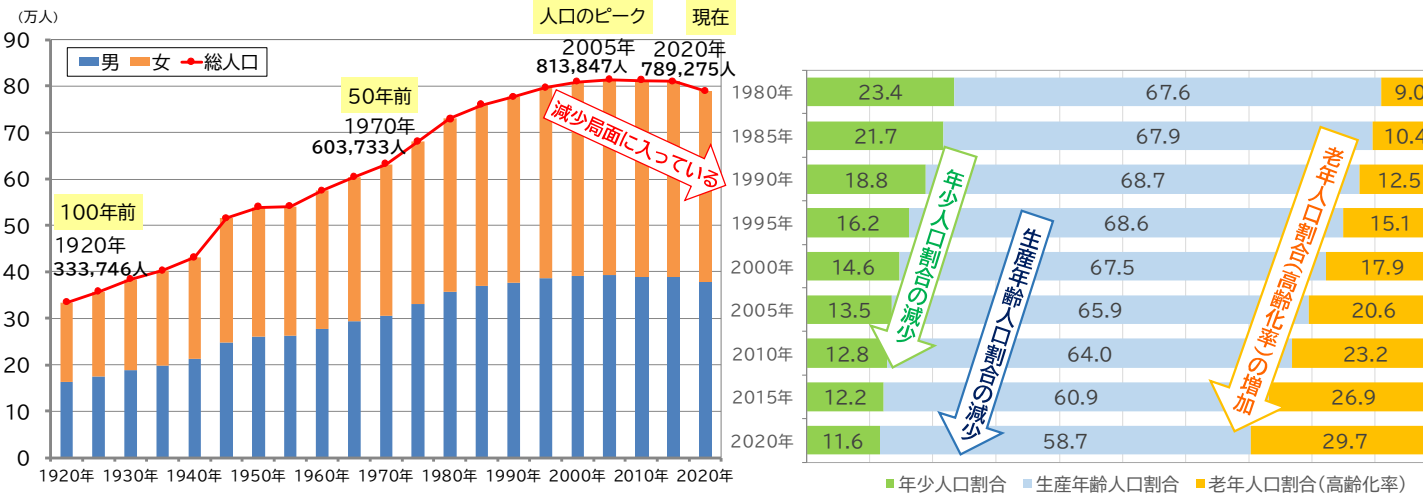




1 人口の現状

本市の総人口と年齢区分別人口割合の推移

- 2005年の813,847人をピークに減少に転じており、今後も減少局面が続くと見込まれる。
- 年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳～64歳)が減少する一方で、老年人口(65歳以上)は増加の一途。



【出典】国勢調査

人口動態

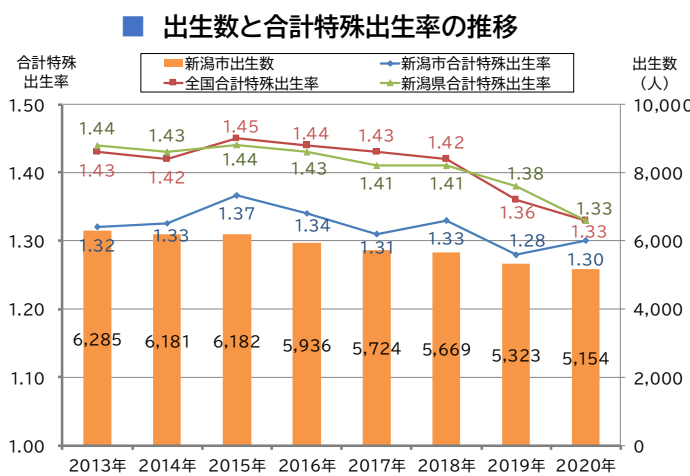
… 自然動態(出生数-死亡数)と社会動態(転入数-転出数)から構成される人口の増減

【出典】新潟県人口移動調査結果報告(前年10月1日～9月30日)

前年.10.1	自然動態			社会動態						年間増減 自然動態+社会動態	各年.10.1 推計人口		
	出生	死亡	自然増減	転入			転出					社会動態	
				県内	県外	その他	県内	県外	その他				
2016年	870,157	6,034	8,421	-2,387	7,468	11,320	151	5,547	13,566	146	-320	-2,707	807,450
2017年	807,450	5,770	8,649	-2,879	7,486	11,179	128	5,611	13,466	135	-419	-3,298	804,152
2018年	804,152	5,687	9,036	-3,349	7,448	11,170	103	5,419	13,407	116	-221	-3,570	800,582
2019年	800,582	5,436	9,224	-3,788	7,632	11,272	99	5,397	13,795	105	-294	-4,082	796,500
2020年	796,500	5,173	8,892	-3,719	7,418	10,656	131	5,294	12,655	150	106	-3,613	789,275
2021年	789,275	5,235	9,545	-4,310	6,972	10,388	81	5,440	12,598	117	-714	-5,024	784,251

自然動態

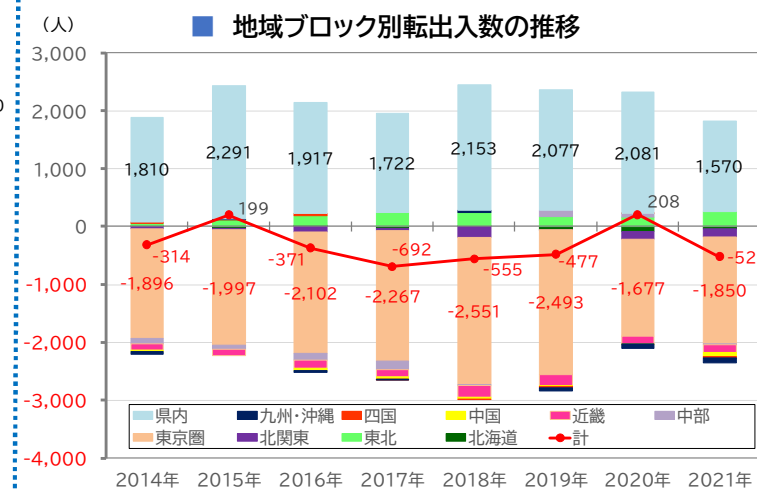
⇒ 少子・高齢化による死亡数の増加、出生数の減少が今後も継続



【出典】人口動態統計(確定数)の概況(1月1日～12月31日)

社会動態

⇒ 若者の東京圏転出を主な理由として転出超過の傾向



【出典】住民基本台帳人口移動報告(1月1日～12月31日)

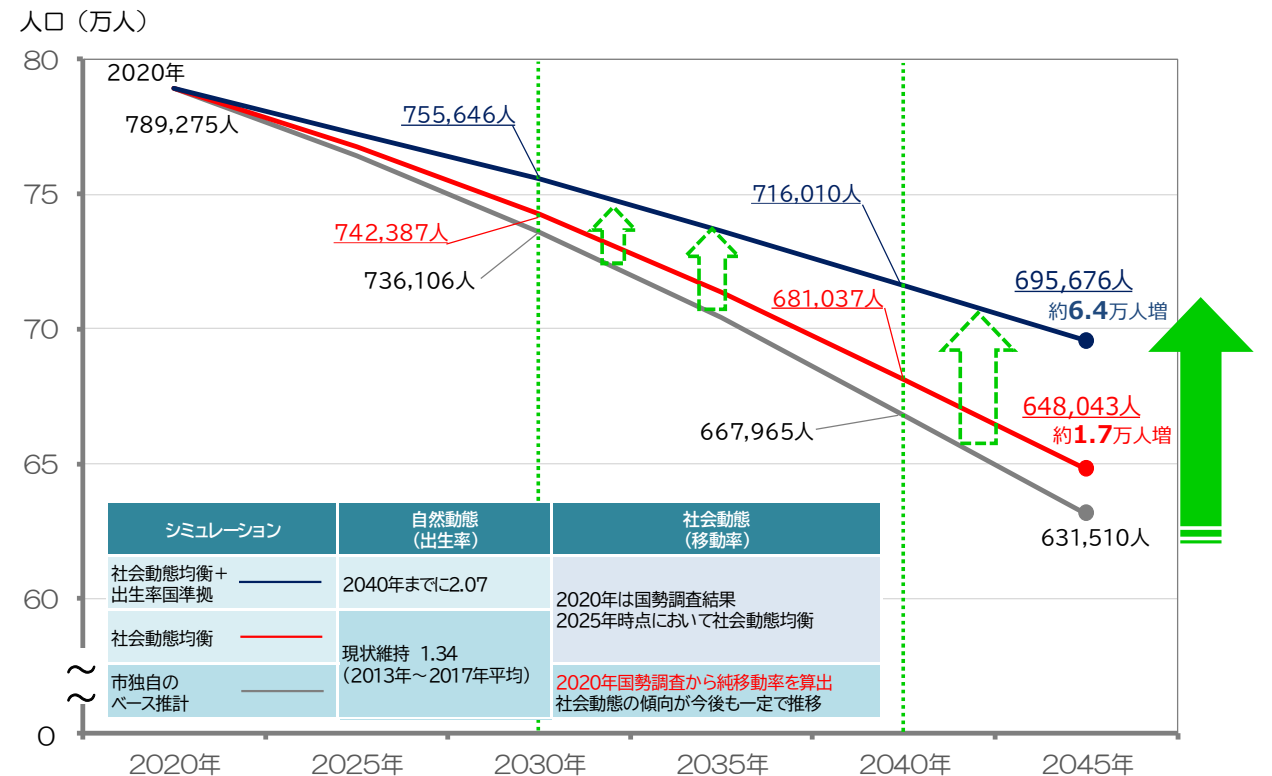
2 人口の将来展望

市独自推計について

- 考え方 ○ 今後の政策・事業の展開により、どれくらいの人口減少の抑制を図ることができるかを示すために、基準となる推計値(ベース推計)を設定する。

市独自推計の算出について

- 基準人口 … 2020年10月1日時点
- 推計方法 … コーホート要因法※ ※基準年の男女・年齢別人口を基準として、純移動率などの仮定値から将来人口を計算する方法
- 仮定値
  - 合計特殊出生率(自然動態) … 1.34で一定(2013～2017年の実績)
  - 純移動率(社会動態) … 2020年国勢調査の人口移動集計より、転出率、転入率を算出。純移動率(転入率※-転出率※)が将来においても変化しないと仮定。 ※5歳階級別男女別ごとの転入数(転出数)をその区分の人口全体で除して算出したもの



- 転出超過の解消(社会動態均衡)を達成した場合は、2045年時点において約1.7万人の減少抑制
- 社会動態均衡に加え、国の長期ビジョンに準じた合計特殊出生率2.07※を達成した場合は、2045年時点において約6.4万人の減少抑制 ※人口置換水準(人口規模が長期的に維持される合計特殊出生率)

- 分野横断的に施策を総動員して取り組みを進めることで、人口減少を和らげ、将来推計人口のカーブを上向きに押し上げていく
- 一方、人口減少・少子高齢化は長期にわたって継続することが想定されるため、将来想定される変化・課題を踏まえて、人口減少社会に適応するまちづくりを進める

# 総合計画特別委員会

## 子育て教育・暮らし安心分科会

# 説明資料

# 子育て教育・暮らし安心分科会

## Ⅲ.総合計画に係る子育て・教育、健康で安心な暮らしについての調査研究

(1)結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援

(2)これからの社会をたくましく生き抜く力の育成

(3)生涯にわたって健康で安心して暮らせる社会づくり



これまでの取り組みと成果

1 出会いの場の創出と地域で結婚を応援する機運醸成

- (1) 出会いの場の創出、結婚新生活に対する経済的支援
  - 市による婚活イベントの認定や広報協力など、民間との緊密な連携により結婚を希望する方々が出会う機会を創出
  - 結婚に伴う新生活にかかる費用を補助することで新婚カップルの経済的不安を軽減
- (2) 地域全体で結婚と子育てを応援する機運の醸成
  - 結婚予定者や新婚カップルが協賛店で利用できる「結婚応援“結”パスポート」の発行や、市民・地域・企業が子育て世帯に関心を持ち行動する「スマイルプラス運動」の展開など、新潟市全体で結婚と子育てを応援する機運を醸成

2 ライフステージに応じた切れ目ない子育て支援の展開

- (1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備、多様な保育ニーズへの対応
  - 妊娠・子育てほっとステーションの全区設置、産後ケアやこども医療費助成の拡充など、子育て世帯の精神的負担や経済的負担を軽減
  - 共働き世帯を支えるため、多様な保育サービスを提供したほか、保育定員の拡充や保育士の確保に取り組み待機児童数ゼロを維持
  - 放課後児童クラブの対象年齢の拡大、コミュニティ協議会など地域と連携したクラブ運営
- (2) 配慮が必要な子どもや家庭への支援
  - 子ども食堂への支援など子どもの貧困対策のほか、ひとり親家庭への自立支援を実施
  - 児童相談所を中心として児童虐待防止に取り組んだほか、市立乳児院の開設や里親制度の推進により、養育に困難を抱える家庭と子どもを支える社会的養護体制を充実

当該テーマにおいて将来想定される変化・課題

- 保育士をはじめとする子育て分野の人材不足への対応、AIの活用による省力化、リスク発見など子育て分野におけるデジタルトランスフォーメーションの進展
- 施設の老朽化や年少人口の減少に対応した子育て関係施設全般の再編

今後の方向性

1 出会いから結婚・妊娠・出産にかけての切れ目ない支援 … 指標①②

- (1) 出会い・結婚に対する支援
  - 若者がライフデザインを考える機会を作るほか、結婚の希望を叶えられるよう、民間事業者や地域団体などとの連携により地域を挙げて出会い・結婚を応援
- (2) 妊娠・出産・子育て期の包括的な支援
  - 妊娠・子育てほっとステーションを中心とした、地域のなかで一人一人に寄り添った相談体制の構築による、産前から子育て期にかけての切れ目ない支援
  - アプリやSNS等の積極的な活用による、効果的な情報発信
- (3) 保育環境の確保と保育の質の確保・向上
  - 保育施設の適正配置を進め、将来に渡り、必要な保育等を提供
  - 幼児教育・保育施設等関係者の連携強化や保育現場・行政手続きのDX等、市全体の保育水準の向上に向けた取組・支援を推進
- (4) 子どもが安心して過ごせる居場所づくり
  - 放課後児童クラブの学校、敷地内設置を進め、学校との連携強化を図るとともに、ICT化等による事務効率化、支援員の資質向上を推進
  - 児童館・児童センター運営における他施設や地域との連携強化
- (5) 社会全体で子育てを応援する機運の醸成
  - 民間事業者や地域団体等との協働、まちづくりの視点など様々なアプローチから、子どもにやさしく子育て世帯を応援する社会を目指す

2 配慮が必要な子どもや家庭への温もりのある支援 … 指標①②

- (1) 子どもの権利擁護と貧困対策
  - 新潟市子ども条例に基づき、関係者が適切に連携しながら子ども固有の基本的権利を守るとともに、子どもの将来が家庭環境に左右されないよう支援
- (2) 児童虐待の防止等と社会的養育
  - 児童虐待に迅速かつ組織的に対応できるようデジタル技術の活用なども含めて相談・支援体制を強化するほか、包括的な里親養育支援体制を構築
  - 社会的養護経験者の自立支援の充実
- (3) ひとり親家庭への支援
  - ひとり親家庭の経済的自立に向け、就労や養育費確保を支援
  - 子どもが両親や保護者からも愛され大切にされていると実感できる社会の実現
- (4) 障がいの早期発見と支援の充実、受入・相談体制の強化
  - 障がいに早期に気づき、適切な支援に繋げるほか、安心して教育・保育施設を利用することができるよう体制を整備
- (5) 医療費負担の軽減、医療的ケア児の支援
  - 子育て世帯の経済的負担を軽減するため各種医療費を助成するほか、医療的ケア児やその家族が、必要な支援を受けられるよう、関係機関や民間団体と連携

新潟市の現状・課題

- (1) 夫婦が理想とする子どもの数を実現できない理由として、仕事と子育ての両立の難しさが多く挙げられている
  - ⇒ 共働き世帯が多い本市において、子育ての希望を叶えるためには、子育て支援施策に加えて、ワーク・ライフ・バランスの推進など、企業等と一体となって新潟市全体で子育てを応援する機運を醸成することが重要

実際にもつ子どもの人数が理想より少ない理由	未就学児保護者	小学生保護者
仕事と子育ての両立が難しいから	46.7%	50.0%
大学教育期間に関する様々な費用がかかるから	59.2%	42.9%
妊娠・出産が精神的・肉体的に大変だから	29.3%	40.5%

出典：新潟市子育て市民アンケート(2019年度)

- (2) 児童虐待相談件数が増加傾向にあるほか、子どもの相対的貧困やヤングケアラーの問題など、子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増している
  - ⇒ 社会の宝である子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、新潟市子ども条例に則り、子ども固有の基本的権利を尊重・保障する取り組みが重要



出典：新潟市児童相談所調べ

当該テーマに関する市民意見

- 『新潟市の明るい未来の為に大事なことは若い人や子供の世代を皆で一緒になって育てていくことです』(市民アンケート)
- 『子どもへの教育、子育て支援の充実を図り、子育てしやすいまちにする』(多様・多世代WS)
- 『子どもや子育て世帯が利用する施設を充実させる』(パパママWS)
- 『地域が子育て世帯に優しく、みんなで見守りながら子育てできるまちにする』(パパママWS)
- 『育休を取得しやすく、働きながら子育てできる環境を整備する』(パパママWS)
- 『子育てしやすいから、新潟市に住みたいって言える市にしたいです!』(LINEアンケート)

政策指標(案) / 関連する主なSDGsゴール

① 夫婦が実際にもつ予定の子どもの人数  
現状値 2.20人(2019年度)



② 「新潟市は子育てしやすいまち」と思う保護者の割合  
現状値 74.7%(2018年度)



妊娠・子育てほっとステーション





これまでの取り組みと成果

1 確かな学力・豊かな心・健やかな身体を育む教育の推進

- (1) GIGAスクール構想の推進
  - ・授業担当及び義務教育段階の児童生徒に対して1人1台のICT端末を整備
- (2) 幼児教育から中学校教育までの一貫した教育の推進
  - ・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を充実
  - ・8つのパイロット中学校区で小中一貫した教育の先行実施
- (3) 農業や食に対する理解を深める体験活動の推進
  - ・「アグリ・スタディ・プログラム」に基づき、「アグリパーク」などでの農業体験学習を支援

2 教育環境の整備

- (1) 教員が児童生徒の指導等に注力できる環境整備
  - ・教職員が生き生きと子どもに向き合える教育環境を整えるため、長時間勤務を縮減するなどの「多忙化解消行動計画」を策定
  - ・優れた教師力を備え、市民感覚に富んだ教員(マイスター)の育成を推進
- (2) 32人以下学級の拡大
  - ・小学校第1・2学年に実施していた32人以下学級を、小学校第3・4学年まで拡大

3 読書活動と読書環境の充実

- (1) 子どもの読書活動推進
  - ・ブックスタート事業の継続、第三次新潟市子ども読書活動推進計画の推進
- (2) 市民の読書環境の充実
  - ・図書館情報システムやホームページの運用及び配本車の運行による図書資料の提供
  - ・Wi-Fi環境の整備により、学習環境の充実を推進

4 多様なニーズに応じた学習機会の充実

- (1) 市民の主体的な学習活動の推進
  - ・にいがた市民大学を開設し、時代や社会の変化並びに市民の学習ニーズ等に対応した講座などを開催
- (2) 循環型生涯学習の推進
  - ・生涯学習ボランティア育成講座や「研修・講演・講師紹介ガイドブック」の発行などを実施

5 地域とつながり、地域に開かれた特色ある学校づくり

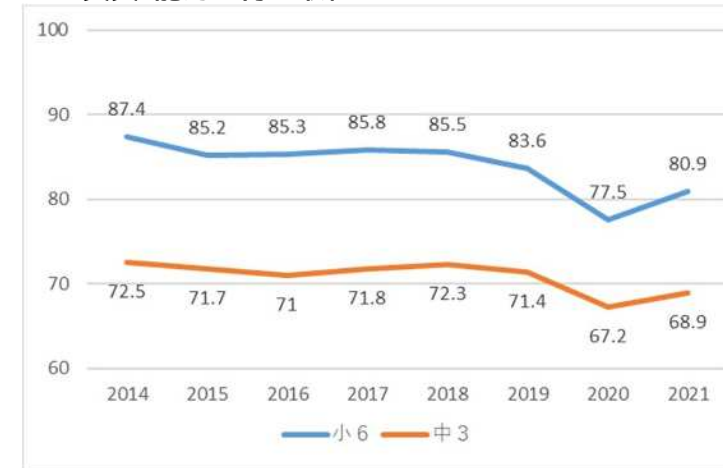
- (1) 教育委員会と区役所、コミュニティ協議会などとの連携の推進
  - ・「区教育ミーティング」、「中学校区ミーティング」の実施
- (2) 地域教育コーディネーターの全市立校配置
- (3) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)のモデル実施
  - ・2022年度からの市立の全小・中・中等教育・特別支援学校での導入に向けたモデル実施

当該テーマにおいて将来想定される変化・課題

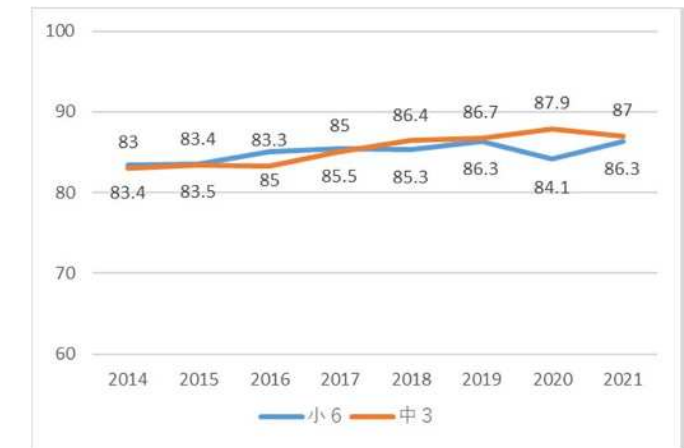
- 子どもたちに求められる新たな資質・能力
  - ⇒ 教育のデジタル化が進み、全ての書籍が電子ブックとなることが想定
  - ICTを活用し、自分のペースで学びを調整したり、学校外のリソース(社会・民間の力)を活かした学びを進める
- 年少人口の減少に伴う新たな教育環境
  - ⇒ 児童生徒数の減少に伴い、2040年には学校の小規模化が進行(学校規模の適正化等、学校運営上の課題や児童生徒への影響が懸念)

新潟市の現状・課題

- (1) 「将来の夢や目標を持っています」と回答した児童生徒の割合
  - ⇒ 将来、社会的・職業的に自立し、夢や希望をもって人生を送るためには、自分らしく生きる資質・能力を育む取組がポイントとなる
- (2) 「学習や生活において、自分で考え課題を解決したり、自分で判断して行動した」と回答した児童生徒の割合
  - ⇒ 社会が大きく変化するなかでも主体的に物事を成し遂げる力がポイントとなる

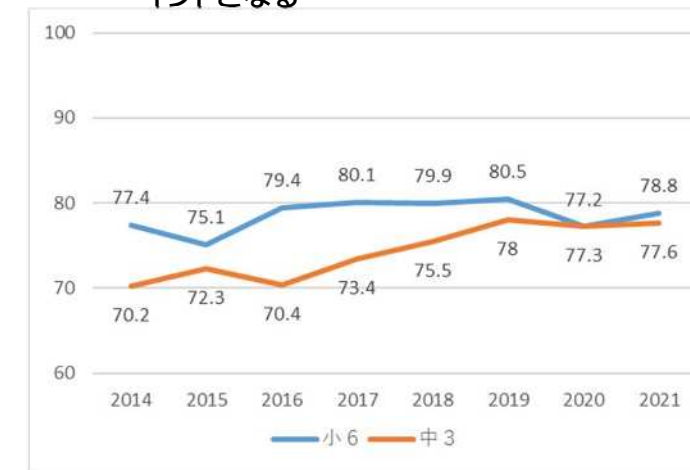


出典:全国学力・学習状況調査  
 新潟市生活・学習意識調査

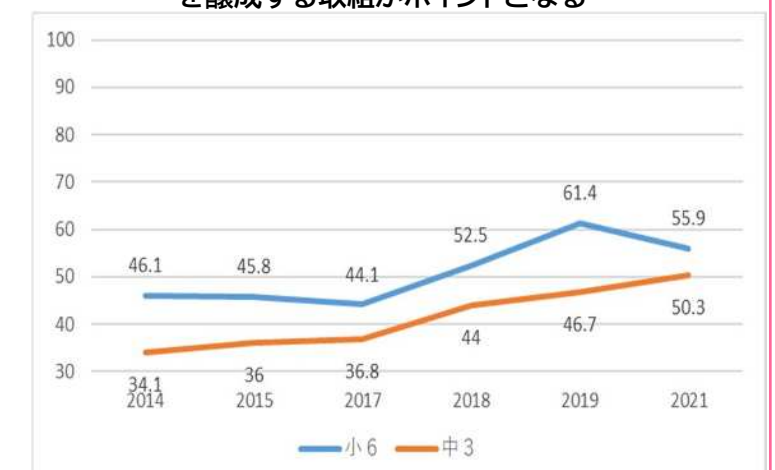


出典:新潟市生活・学習意識調査

- (3) 「自分にはよいところがあります」と回答した児童生徒の割合
  - ⇒ これからの社会で自信をもって自己実現していくためには、自己肯定感を高める取組がポイントとなる
- (4) 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあります」と回答した児童生徒の割合
  - ⇒ 地域と一体となった学校づくりによって、地域への参画意識を高め、地域への誇りと愛着を醸成する取組がポイントとなる



出典:新潟市生活・学習意識調査



出典:全国学力・学習状況調査  
 ※2016年、2020年は調査なし

当該テーマに関する市民意見

- 『子どもたちの学力向上と質の高い教育に力を入れてほしい』(市民アンケート)
- 『図書館をより多くの人々が利用したくなるような魅力的な場所にして、子どもから高齢者まで交流して楽しく過ごせるようにしてほしい』(市民アンケート)
- 『子どもから大人まで、誰もがいつでも学びたい時に学ぶ事ができるまちになると良い』(LINEアンケート)
- 『新潟の自然を活かした食育が大切だと思う』(多様・多世代WS)
- 『ローカルキャリアを積んでいるかっこいい大人と学生が出会う場所を作る』(多様・多世代WS)
- 『地域として子どもを見守り、子どもや子育て世帯に優しいまちにする』(パパママWS)

今後の方向性

1 学力・体力に自信をもち、世界と共に生きる心豊かな子どもを育む学校教育の推進 … 指標①②③⑤

(1) 学力の向上・生きる力の育成

- ・子どもが社会や生活の中で、自ら主体的に判断し、他者と協働して生きていけるよう、確かな学力につながる資質・能力を育成
- ・発達段階にふさわしいキャリア教育を推進し、将来、自立し、様々な人と関わり、自分らしく生きる資質・能力を育成
- ・外国語学習を通して、コミュニケーション能力を養うとともに、諸外国の人々と理解し合い、共に生きていく資質・能力を育成
- ・ICT機器の積極的な活用等、指導方法と体制を工夫改善し、持続可能な社会を築くための実践力等を育成
- ・幼児教育・保育施設等との連携や小中一貫した教育の充実により、幼児教育から中学校教育までの連続性を強化するとともに、幼児教育の水準向上に向けた取組みを実施

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

- ・学校教育を通じて、自他を尊重する豊かな人間性・社会性ととともに、社会のルールを守り、自信と誇りをもって生きる力を育成
- ・いじめや不登校等において、気になる変化を見逃さない予防的な指導や、悩みや問題を抱える一人一人に対応する課題解決的な指導に組織的な取組みを実施
- ・子どもが自ら主体的に健康づくりができるよう、支援するとともに、家庭と連携した食に関する指導を推進
- ・特別支援教育の推進のため、インクルーシブ教育システムを構築し、就学時から社会参加まで切れ目のない支援を充実

(3) 安心して学べる環境づくり

- ・交通事故防止や不審者対応などへの体制づくり、また災害に備え、防災教育を充実
- ・経済的な理由により就学の機会が失われることがないよう、学習支援や奨学金の支援等、教育機会の確保に向けた取組を推進

(4) 持続可能な教育環境の提供

- ・多様な考え方に触れ、コミュニケーションを通じた学びによる資質・能力を育むための望ましい学校規模の実現
- ・教育関係職員が高い専門性と豊かな人間性を伸長できるような研修プログラムの継続実施
- ・全ての教職員が子どもと丁寧に向き合う環境を整えるため、教職員の働き方改革を推進

2 創造力と人間力あふれる市民が学び育つ生涯学習の推進 … 指標④

(1) 家庭教育の充実と子育て支援

- ・各種子育て支援施策と連動しながら、社会教育施設においても家庭教育を充実を図るとともに、子育て中の保護者が安心して学習できる機会等を提供し、学びを生かす取組を支援
- ・子どもの読書活動を推進し、また、保護者が乳幼児と一緒に図書館を利用しやすいように環境を整備

(2) 循環型生涯学習の推進

- ・大学等、高等教育機関や企業と連携しながら、時代や社会の変化に応じて学びなおせるよう、多様な学習機会を提供
- ・市民の学習成果等を教育活動や地域に生かすための、生涯学習ボランティア等の育成と活動の場の支援

3 地域との連携による開かれた学びの推進 … 指標④⑤

(1) 地域と学校・社会教育施設の協働

- ・「地域とともにある学校」を目指し、学校と社会教育施設、家庭、地域をつなぐネットワークづくりをさらに推進
- ・地域コミュニティ協議会などの地域団体と連携・協働しながら、地域課題の解決を支援
- ・大学との連携による教職員研修の質の向上を推進

政策指標(案) / 関連する主なSDGsゴール

① 「将来の夢や目標を持っています」と回答した児童生徒の割合  
現状値 小6 80.9%、中3 68.9%  
(2021年度)



② 「学習や生活において、自分で考え課題を解決したり、自分で判断して行動した」と回答した児童生徒の割合  
現状値 小6 86.3%、中3 87%  
(2021年度)



③ 「自分にはよいところがあります」と回答した児童生徒の割合  
現状値 小6 78.8%、中3 77.6%  
(2021年度)



④ 生涯学習活動で身に付けた知識や技能を、地域や学校、ボランティア活動に活かしている市民の割合  
現状値 (2022年度新規調査)



⑤ 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあります」と回答した児童生徒の割合  
現状値 小6 55.9%、中3 50.3%  
(2021年度)





これまでの取り組みと成果

1 健康寿命の延伸

- (1) 市民の健康増進にかかる取り組み
  - ・「にいがた未来ポイント制度」(2021年度まで)や、企業向けウォーキングチャレンジなど、市民の運動習慣定着の取り組みを展開
  - ・「にいがたちよいしおプロジェクト」を推進し、給食施設や企業の社員食堂等への啓発や、飲食店等による減塩メニュー提供など、食生活の改善の取り組みを展開
  - ・特定健康診査やがん検診、歯科健診の対象者への個別の受診案内や未受診者への受診勧奨など、受診率向上に向けた取り組みを実施
- (2) 健康経営®の推進 ※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。
  - ・健康経営認定制度を創設し、企業・団体等による働き盛り世代の健康増進を後押し

2 在宅医療・介護体制、救急医療体制の構築

- (1) 「在宅医療・介護連携センター/ステーション」の設置
  - ・関係機関からの相談対応や研修会実施など、医療・介護関係者の連携強化に向けた体制を構築
- (2) 在宅医療に取り組む訪問看護師等の人材育成
  - ・看護師同士の連携を強化する「CanCanミーティング」、看護師・保健師・助産師を対象とした「3職能合同研修会」等、訪問看護師の人材育成の取り組みを充実
- (3) 24時間365日の診療体制の確保
  - ・病院群輪番制病院の運営支援など、夜間及び休日の医療体制の確保を推進

3 こころの健康増進

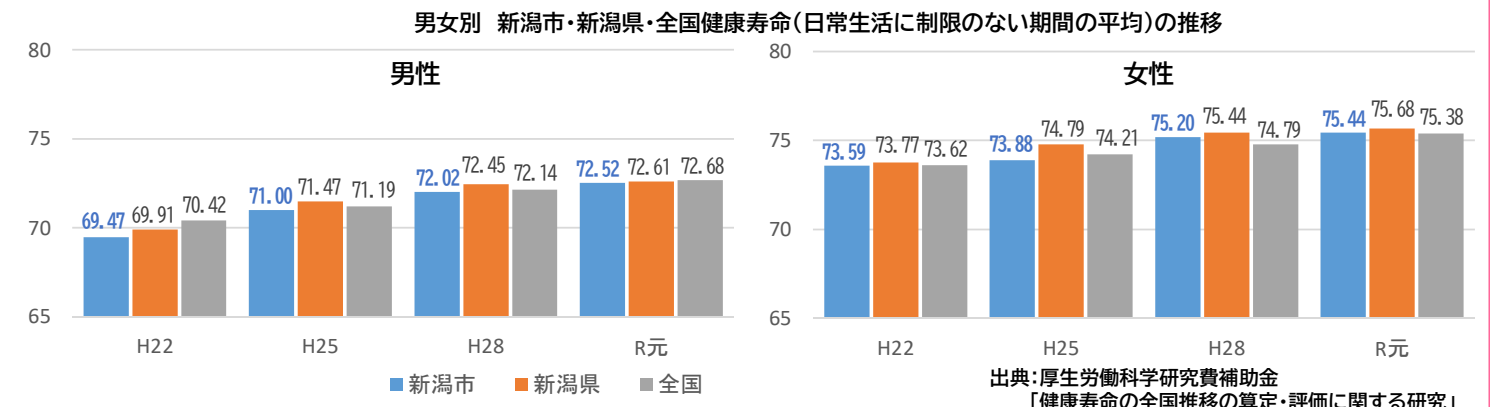
- (1) 自殺予防対策の強化
  - ・県と共同で「こころの相談ダイヤル」を開設し、24時間365日の電話相談体制を構築
  - ・インターネットの検索連動広告を活用した相談体制の強化
  - ・若年層における自殺対策強化に向けた自殺対策に関わる人材育成のため、ゲートキーパー養成のための研修会を継続実施

当該テーマにおいて将来想定される変化・課題

- 高齢者人口がピークとなり、医療・介護の需要の増加が見込まれることから、元気な高齢者を増やすため、健康寿命延伸の重要性が高まる
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供の重要性が高まる

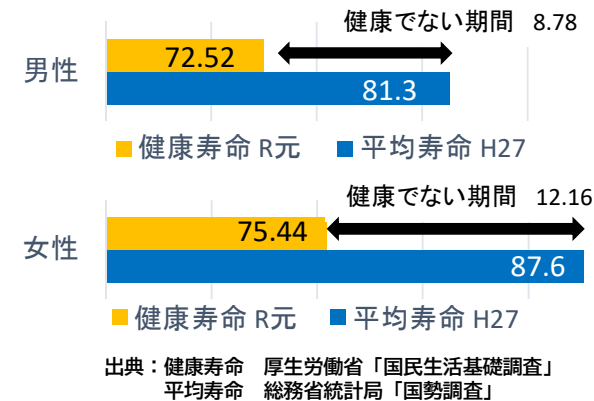
新潟市の現状・課題

(1) 市民の健康寿命は全国同様、男女ともに伸びている



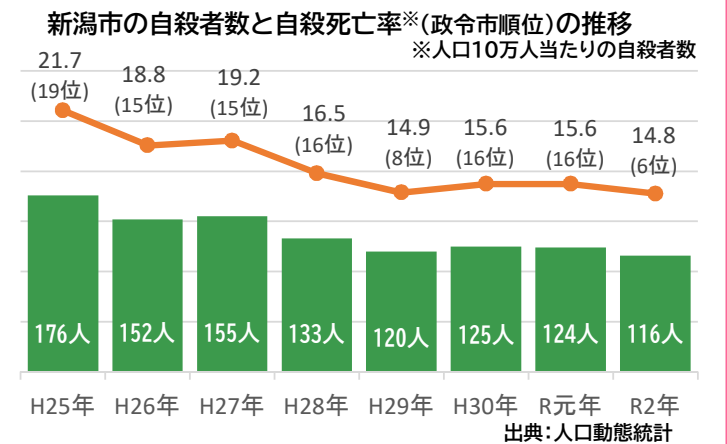
(2) 市民の平均寿命と健康寿命には差がある

⇒ 健康寿命を延伸し、健康である期間を伸ばすことが重要



(3) 自殺者数は減少傾向だが、自殺死亡率は政令市中で高い水準

⇒ 早期支援や支援を行う人材の育成が必要



当該テーマに関する市民意見

- 『活力溢れるいきいきと健康に生活出来る街』(LINEアンケート)
- 『交通事故、死亡事故、自殺がない町』(LINEアンケート)
- 『安定した生活環境と健康に生活を維持できるような環境を確保し将来を楽しく過ごせる明るい新潟市』(市民アンケート)
- 『お年寄りが健康で安心して楽しく暮らせる町作り』(市民アンケート)

今後の方向性

1 すべての市民の健康づくりの推進 … 指標①②

- (1) 生活習慣病の発症予防、早期発見
  - ・食生活改善、運動習慣定着といった一人ひとりの生活習慣の見直し・改善を推進
  - ・特定健康診査やがん検診、歯科健診の定期的な受診を促進
  - ・地域や保健・医療関係団体などと協働し、地域の健康課題解決に向けた取り組みを推進
- (2) 企業・団体と連携した健康増進
  - ・企業等が従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上、企業等の価値を高め、医療費の適正化などに繋がることから、働き盛り世代の健康づくりを推進
- (3) 感染症対策による市民の健康の保護
  - ・可能な限り感染拡大を抑制するとともに、医療関係団体などとの連携により、市民の健康を保護

2 必要な医療が提供される体制づくり … 指標③

- (1) 救急医療体制の確保
  - ・休日や夜間の救急医療体制の確保を進めるとともに、医療機関の適正受診と救急車の適正利用の啓発を推進
- (2) 増加する在宅医療需要への対応
  - ・高齢化の進展に伴い、需要が高まる在宅医療を担う医師や訪問看護師等の人材確保・育成を推進
- (3) 医療・介護連携の推進
  - ・高齢者等が疾病を抱えても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療、福祉、介護など多職種の連携を推進し、看取りまで切れ目のない医療サービスを提供する体制を構築

3 悩みを抱える人の心の支援 … 指標④

- (1) 総合的な自殺対策
  - ・新型コロナウイルスの影響により、悩みを抱える人の増加が懸念されることから、電話やメールに加え、デジタル技術の活用など様々な手法による相談支援や、自殺予防ゲートキーパーに加え、新たに心のサポーター養成などの人材育成を推進

政策指標(案) / 関連する主なSDGsゴール

- ① 健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)  
現状値 (2019年) 男性 72.52歳 女性 75.44歳
- ② 自分が健康だと思う市民の割合  
現状値 (2022年度新規調査)
- ③ 新潟市の医療が充実していると思う人の割合  
現状値 47.6% (2020年度)
- ④ 自殺死亡率  
現状値 14.8(2020年)



これまでの取り組みと成果

1 地域包括ケアシステムの構築

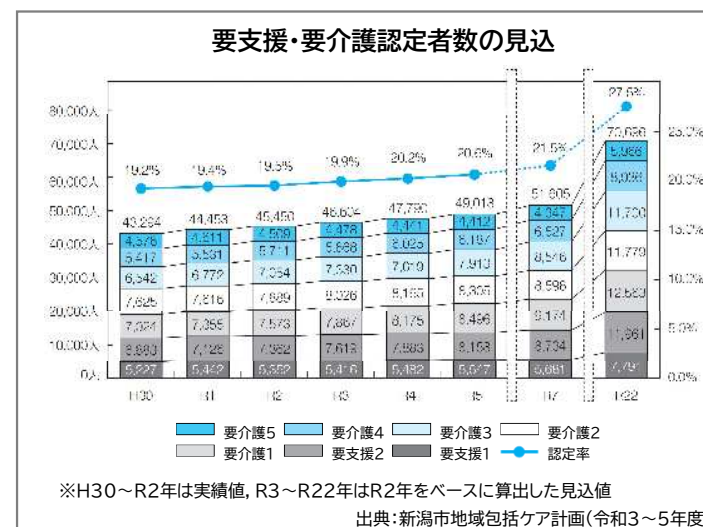
- 介護予防・認知症対策の取り組み
  - フレイルチェックにより自身の状態を把握することで自らフレイル予防に取り組む意識変容へとつなげるフレイル予防事業を開始
  - 認知症サポーターの育成や、市全域での認知症初期集中支援チームの配置を実施
- 支え合いの仕組みづくり
  - 支え合いの仕組みづくりの拠点となる「地域包括ケアモデルハウス」を全区で開設
  - 「地域の茶の間」の開設支援や、運営の担い手育成を推進
- 地域密着型サービスの基盤整備
  - 介護が必要になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービスの基盤整備を促進
- 介護人材の就業促進・定着推進
  - ハローワークと共催の介護施設見学会や、介護職員等のキャリアアップのための研修実施の促進など、介護人材の就業促進・定着化を推進

2 障がいのある人などのセーフティネット機能や就労支援の充実

- 障がい者の地域移行支援
  - 入所・入院している障がい者が地域移行する際の居住の場となるような重度者に対応したグループホームの重点的整備や、相談支援の充実など地域定着へのサポート体制を整備
- 障がい者の雇用促進
  - 障がい者就業支援センターにおいて、相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を継続
  - 就労移行支援事業所と企業の情報交換を行い、両者のマッチング環境を構築
  - 障がい者雇用に取り組む企業のネットワークを構築し、企業が抱える不安や悩みの解決に向けた体制を整備
- 生活困窮者の自立に向けた支援
  - 直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対し、一般就労する準備として農業体験を取り入れたプログラムを用意し、利用者の自立について計画的かつ一貫的な支援を実施

新潟市の現状・課題

- 高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は今後も増加が見込まれる  
 ⇒ 高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりと、健康寿命の延伸が重要
- 民間企業における障害者雇用率は年々伸びているものの、依然として全国平均より低い状況  
 ⇒ 障がい者、雇用企業の両方への取り組みが重要



当該テーマにおいて将来想定される変化・課題

- 一人暮らし高齢者の増加が続いているが、デジタル技術の発展や生き方の多様化などにより、増加傾向がさらに加速し、社会的孤立から生きがいの低下やフレイルの進行などのリスクが高まる可能性
- 介護サービスの需要の増加とともに多様化が進む一方、現役世代の人口は減少を続けるため、介護人材の需給ギャップが一層拡大する見込み

当該テーマに関する市民意見

『高齢者にも優しく住みよいまちづくり』(市民アンケート)  
 『お年寄りが健康で安心して楽しく暮らせる町作り』(市民アンケート)  
 『障がいのある人への理解を深め、暮らしやすい環境を整える』(多様・多世代WS)  
 『福祉を充実させて、住みやすいまちをつくる』(多様・多世代WS)

今後の方向性

本市における包括的支援体制の構築を推し進めるため、重層的支援体制の整備に取り組み、「地域共生社会」の実現を目指す

1 高齢者が自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現

- 地域包括ケアシステムのさらなる推進 … 指標①②
  - 多様な地域資源と連携し、地域での見守り体制を充実
  - 認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるため、人材や社会資源など地域の力を活かした支援体制の構築
  - 虐待防止や成年後見制度など、高齢者の権利擁護の推進
- 介護予防・健康づくり・社会参加の促進
  - 地域の茶の間の活動を引き続き推進するとともに、高齢者が地域の中で生きがいと役割を持てる環境づくりを推進
  - 地域のボランティアや関係機関と協力して介護予防の取り組みを推進
- 介護サービスの充実と基盤整備
  - 既存施設の活用等による介護サービス基盤の充実
  - 介護職員がやりがいを持って働き続けられる環境づくりと、介護の魅力発信による介護人材の確保・定着支援

2 障がいの有無によらず安心して暮らせる共生社会の実現 … 指標③④

- 地域生活での支援体制の充実
  - 障がいのある人が重度化・高齢化しても安心して地域で生活できるよう、必要なサービスや相談を受けられる体制整備
- 早期の気づき、療育・教育の充実
  - 乳幼児健康診査や発達相談を実施し、専門的療育へいち早くつなげる体制を確保
  - 学齢期においても、学校と福祉の連携による障がい特性に応じた適切かつ切れ目のない指導及び支援の充実
- 雇用促進と就労支援の充実
  - 就職を希望する障がい者への相談から定着までの伴走型支援と、企業に対する障がい者雇用促進に向けた取り組み
  - 就職が難しい障がい者に対する雇用によらない就労の場の確保や、福祉施設の工賃増額のための支援

3 生活困窮者の状況に応じた自立支援 … 指標⑤

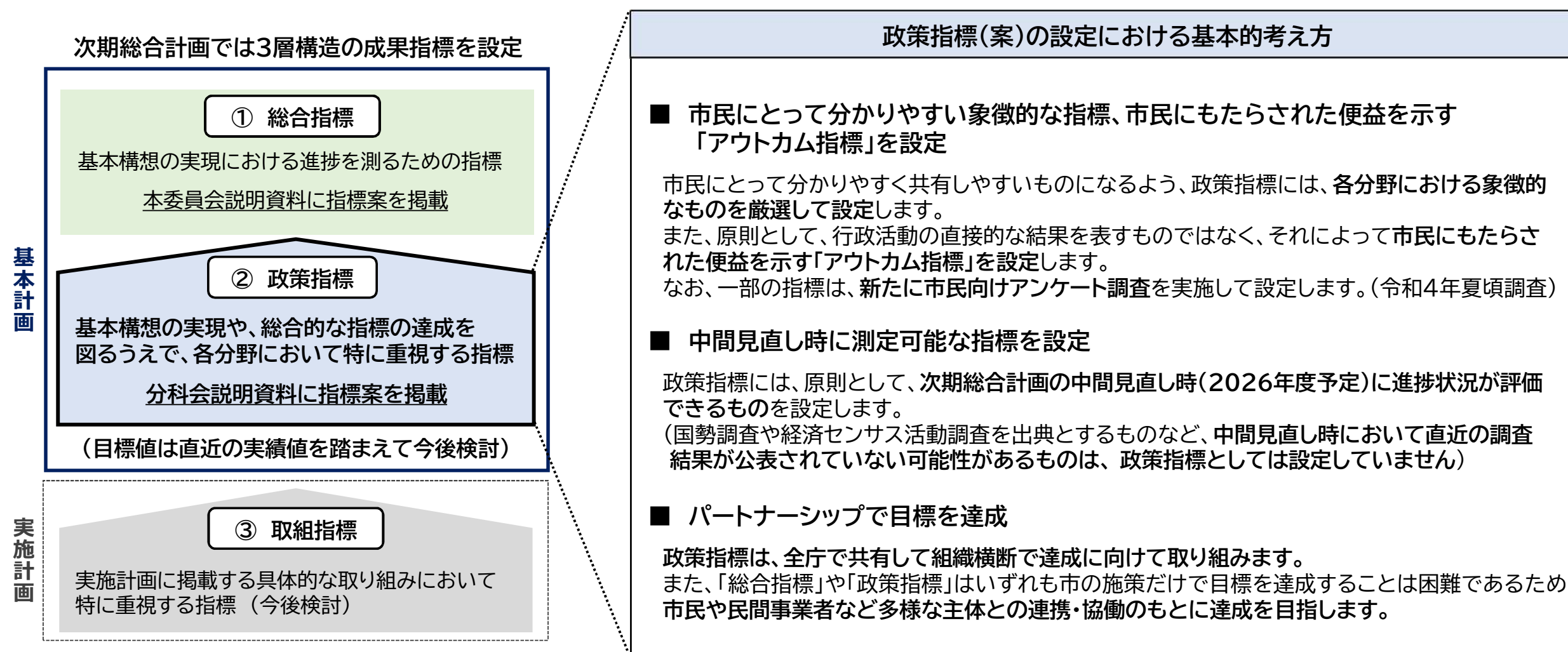
- 個々の状況に応じた支援による自立の促進
  - 生活に困窮する方が早期に自立相談支援機関につながるよう、関係機関との連携を強化するとともに、個々の課題・環境等、状況に応じた支援により自立を促進

政策指標案 / 関連する主なSDGsゴール

- 健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)  
 現状値 (2019年) 男性 72.52歳 女性 75.44歳  
 2 健康をこころに、3 すべての人に健康と福祉を
- 安心して生活できると思う高齢者の割合  
 現状値 (2022年度新規調査)  
 3 すべての人に健康と福祉を、11 持続可能な消費を促す、16 平和と公正をすべての人に
- 障がいを理由として差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたことがある障がい者の割合  
 現状値 22.4% (2020年度)  
 10 人や国の不平等をなくす、11 住み続けられるまちづくりを、16 平和と公正をすべての人に
- 障害者雇用率  
 現状値 2.08% (2021年度)  
 8 働きがいも経済成長も、10 人や国の不平等をなくす
- 就労支援を受けた生活困窮者の就労・増収率  
 現状値 34.2% (2020年度)  
 1 貧困をなくす、8 働きがいも経済成長も

【一部抜粋】

# 次期総合計画 政策指標(案) 一覧表














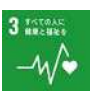



# 次期総合計画 政策指標(案)一覧表

※現状値は当該資料作成時点における実績値であり今後更新される場合があります

通番	分科会	調査研究事項	指標名	現状値※	指標の定義・説明	指標設定の考え方	データ出典	データ 間隔	関連するSDGsゴール
23	経済活力・交流促進分科会	Ⅱ-(2) 交流人口の回復・拡大、 国際交流の推進、多様な 支援による移住・定住の 促進	大学等新規学卒者の県内就職率	58.6% (2020年度)	県内大学等に通う新規学卒者で就職した者のうち、県内で就職した者の割合	魅力的な雇用を測る指標として設定	新潟労働局 高等学校・大学等新規卒業生の職業紹介状況	毎年	 
24			職業を理由とした県外との転出入数	2,008人 転出超過 (2021年)	社会動態における、県外との移動理由別転出入数のうち「職業」を理由としたもの	地域経済の次の担い手の流出改善を測る指標として設定	新潟県 新潟県人口移動調査結果報告	毎年	 
25		Ⅱ-(3) 豊富な田園資源を活かした 儲かる農業の実現	新潟市農業産出額(推計値) 全体・うち園芸	569.9億円 (2020年)  うち園芸 196.1億円 (2020年)	都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて按分し市町村別推計値を算出したもの。	「儲かる農業」を実現するうえで、農業産出額(販売収入)を向上させることが重要になるため。 農林水産省が毎年公表している市町村別農業産出額(推計)により、経年推移を測ることができる。	農林水産省 市町村別農業産出額(推計)	毎年	   
26			新潟市の農水産物に対して誇りや愛着を持つ市民の割合	2022年度 新規調査	新潟市の強みである食と農に対する市民の理解や誇りを測るもの。	本市に対する愛着や誇りを育み、シビックプライドを醸成するうえで、本市の特色であり強みである食と農や食文化も含めた本市の農林水産業全般に対する市民の理解や評価を向上させることが重要であるため。	新潟市 次期総合計画成果指標に関するアンケート調査	毎年	   
27	子育て教育・暮らし安心分科会	Ⅲ-(1) 結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援	夫婦が実際にもつ予定の子どもの人数	2.20人 (2019年度)	子育て市民アンケートにおける回答項目の平均値	様々な施策を実施することにより、子育て環境が向上し、子どもをより多く持ちたいという希望を叶えることにつながるため。	新潟市 子育て市民アンケート 新潟市 子ども子育て支援に関するニーズ調査	2年または3年	 
28			「新潟市は子育てしやすいまち」と思う保護者の割合	74.7% (2018年)	子育て市民アンケートにおける回答項目の平均値	子育て環境が整っていると感じる保護者の割合の向上が、様々な子育て施策の総合的な評価につながるため。	新潟市 子育て市民アンケート 新潟市 子ども子育て支援に関するニーズ調査	2年または3年	  
29		Ⅲ-(2) これからの社会をたくましく 生き抜く力の育成	「将来の夢や目標を持っています」と回答した児童生徒の割合	小6 80.9% 中3 68.9% (2021年度)	設問に対して肯定的な回答をした人の割合	これからの社会で自信をもって自己実現していくためには、集団や社会で様々な人とかかわり、自分の役割を果たしながら自分らしく生きる資質・能力を育むことが重要であるため。	全国学力・学習状況調査	毎年	
30	「学習や生活において、自分で考え課題を解決したり、自分で判断して行動した」と回答した児童生徒の割合		小6 86.3% 中3 87% (2021年度)	設問に対して肯定的な回答をした人の割合	これからの社会で自信をもって自己実現していくためには、社会が大きく変化するなかでも主体的に物事を成し遂げる力を育むことが必要であるため。	新潟市生活・学習意識調査	毎年		

# 次期総合計画 政策指標(案)一覧表

※現状値は当該資料作成時点における実績値であり今後更新される場合があります

通番	分科会	調査研究事項	指標名	現状値※	指標の定義・説明	指標設定の考え方	データ出典	データ 間隔	関連するSDGsゴール	
31	子育て教育・暮らし安心分科会	Ⅲ-(2) これからの社会をたくましく生き抜く力の育成	「自分にはよいところがあります」と回答した児童生徒の割合	小6 78.8% 中3 77.6% (2021年度)	設問に対して肯定的な回答をした人の割合	これからの社会で自信をもって自己実現していくためには、自己肯定感を育むことが重要であるため。	新潟市生活・学習意識調査	毎年		
32			生涯学習活動で身に付けた知識や技能を、地域や学校、ボランティア活動に活かしている市民の割合	2022年度 新規調査	アンケートで肯定的な回答をした人の割合	学びの循環による人づくり、地域づくりを進めるためには、多様な学習機会や活動の場を支援することが重要であるため。	新潟市 次期総合計画成果指標に関するアンケート調査	毎年	 	
33			「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあります」と回答した児童生徒の割合	小6 55.9% 中3 50.3% (2021年度)	設問に対して肯定的な回答をした人の割合	地域と一体となった学校づくりを進めるためには、子どもたちの地域への参画意識や誇りを醸成することが必要であるため。	全国学力・学習状況調査	毎年	 	
34		Ⅲ-(3)生涯にわたって健康で安心して暮らせる社会づくり		健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)	男性 72.52歳 女性 75.44歳 (2019年度)	国民生活基礎調査において、「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」の質問に「ない」の回答を健康な状態、「ある」の回答を健康でない状態と定義づけ算出している。	さまざまな取り組みの総合的なアウトカムになること。また、経年的な変化を見ることができる。 全国的な指標となるため他都市との比較が可能である。	「健康寿命の算定・評価と延伸可能性の予測に関する研究」	3年	 
35				自分が健康だと思う市民の割合	2022年度 新規調査	「あなたの現在の健康状態はいかがですか」の質問に対し、「よい」「まあよい」「ふつう」と答えた人の割合。	経年的な変化を見ることができる。また、評価が毎年できない、指標「健康寿命」を補足するものとして設定。	新潟市 次期総合計画成果指標に関するアンケート調査	毎年	 
36				新潟市の医療が充実していると思う人の割合	47.6% (2020年度)	新潟市民満20歳以上4,000人(無作為抽出)により調査 「充実している」「どちらかと言えば充実している」の合計	さまざまな取り組みの総合的なアウトカムになること。また、経年的な変化を見ることができる。	新潟市 医療に関する意識調査	3年	 
37				自殺死亡率	14.8 (2020年)	死亡診断書等を基にした統計で厚生労働省が毎年公表。自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数である。	自殺死亡率は、経年的な自殺の推移をみることができる。政令市別にも公表され、他都市との比較ができる。	厚生労働省 人口動態統計	毎年	 
38	健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均) 【再掲】			男性 72.52歳 女性 75.44歳 (2019年度)	国民生活基礎調査において、「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」の質問に「ない」の回答を健康な状態、「ある」の回答を健康でない状態と定義づけ算出している。	さまざまな取り組みの総合的なアウトカムになること。また、経年的な変化を見ることができる。 全国的な指標となるため他都市との比較が可能である。	「健康寿命の算定・評価と延伸可能性の予測に関する研究」	3年	 	

# 次期総合計画 政策指標(案)一覧表

※現状値は当該資料作成時点における実績値であり今後更新される場合があります

通番	分科会	調査研究事項	指標名	現状値※	指標の定義・説明	指標設定の考え方	データ出典	データ 間隔	関連するSDGsゴール
39	子育て教育・暮らし安心分科会	Ⅲ-(3)生涯にわたって健康で安心して暮らせる社会づくり	安心して生活できると思う高齢者の割合	2022年度 新規調査	市民アンケートにより肯定的な回答をした高齢者の割合(65歳以上を抽出)	介護予防など幅広く高齢者支援施策を展開することで、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の深化・推進につながるため。	新潟市 次期総合計画成果指標に関するアンケート調査	毎年	
40			障がいを感じたり、いやな思いをしたことのある障がい者の割合 【再掲】	22.4% (2020年度)	設問に対して「ある」と回答した人の割合	地域社会の障がいに関する理解が促進されることで、障がいのある人の活躍が進むと考えられるため。	新潟市 障がいのある人全般を対象としたアンケート	毎年	
41			障害者雇用率	2.08% (2021年度)	民間企業における障害者雇用率	就労を希望する障がい者が特性や状態に応じ、就業を通して社会参加をすることは、地域で安心して暮らせる共生社会の実現につながるため。	新潟労働局 「障害者雇用状況の集計結果」	毎年	
42			就労支援を受けた生活困窮者の就労・増収率	34.2% (2020年度)	自立相談支援機関により就労支援プランが作成され、支援を受けた者のうち、新たに就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	国の「新経済・財政再生計画改革工程表2018」により示されたKPIでもあり、生活困窮者の自立を支援するうえで、生活困窮者自立支援制度を着実に推進することが重要となる。このことは、SDGs「貧困をなくそう」に寄与する。	担当部署で把握	毎年	
43	環境保全・まちづくり分科会	Ⅳ-(1) 脱炭素・循環型社会の実現、自然との共生、良好な生活環境の確保	市域から排出される温室効果ガス(CO2)排出量	636.8万t-CO2 (2018年度暫定値)	都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁)、住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(総務省)、自動車燃料消費量調査(国土交通省)等から新潟市環境政策課が算出。	ゼロカーボンシティの実現を目指すうえで、市域における省エネ・再エネ導入などの状況を測るアウトカム指標となる二酸化炭素排出量の推移を把握することが重要であるため。	担当部署が把握 (産業・家庭・運輸などの各部門から排出される二酸化炭素排出量の合計)	毎年	
44			1人1日あたりごみ総排出量	990g/人日 (2020年度)	・ごみ総排出量(1人1日あたり) (家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量)/人口/年間日数	新潟市一般廃棄物処理基本計画の数値目標としても掲げられ、循環型社会の構築を進めるうえで、家庭系、事業系を合わせた全体のごみの減量が重要であるため。	担当部署が把握	毎年	
45			コハクチョウ飛来数	越冬数日本一 14,648羽 (2020年度)	全国ガンカモ一斉調査において、調査地点の市町村が新潟市または新潟市・阿賀野市となっている4地点の数値の合算	自然との共生においては、自然環境や生物多様性を保全していくことが重要であるため、新潟市の生物多様性の象徴であるコハクチョウの越冬数を指標とする。	環境省 ガンカモ類の生息調査(全国ガンカモ一斉調査)	毎年	
46			新潟市の生活環境における大気・水・音などの状況が良好だと感じる市民の割合	2022年度 新規調査	市民アンケートで「新潟市の生活環境が良好である」と答えた人の割合	本市の生活環境が良好かどうかを総合的に捉えるには、生活環境に対する市民の実感を指標とするのが適当であるため。	新潟市 次期総合計画成果指標に関するアンケート調査	毎年	